

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会  
(第 12 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 2 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 3 月 6 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 3 月 21 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 29 年 3 月 21 日 午後 3 時 53 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建 設 課 長	石川 篤	○			
建 設 課 参 事	竹内 秀行	○			
会 計 管 理 者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 高橋 剛 6番 渡邊 直樹
2			諸般の報告	
3			行政報告	
4			一般質問	
5	議案	21	平成 29 年度津別町一般会計予算について	
6	〃	22	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
7	〃	23	平成 29 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
8	〃	24	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
9	〃	25	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計予算について	
10	〃	26	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
11	報告	1	例月出納検査の報告について（平成 28 年度 11 月分、12 月分、1 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 高 橋 剛 君                      6 番 渡 邊 直 樹 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。ただいま発言のお許しをいただきましたので、3 月定例会の再開にあたり行政報告を追加させていただきます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る2月28日、津別町自治功労者 元津別町助役、佃 繁男様をご逝去されました。故人は、昭和20年9月に本町役場に奉職し、民生部長などを経て昭和50年2月に助役に選任され、1期4年を務められました。その後、監査委員を3期12年の永きにわたり務められ、本町の自治振興に多大なご貢献をいただきました。生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げ、安らかなるご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、議会議事堂及び林業研修会館の耐震診断結果についてであります。昨年9月開催の第5回定例会において、所要額の補正をいただき調査を実施していました耐震診断結果の概要が3月14日、委託先業者から報告されました。それによりますと、鉄筋コンクリート造り2階建ての議会議事堂は、耐震性の目標値である構造耐震判定指標0.675に対し、2階は0.739で目標値を達しているものの、1階は0.413で目標値以下の結果となりました。また、鉄骨造り2階建ての林業研修会館は、構造耐震判定指標0.75に対し、1階、2階とも0.105で目標値以下の結果となり、両建物とも耐震性が確保されていないことが判明し、特に林業研修会館の数値は極めて低いものであります。

耐震性がない主な理由としましては、議会議事堂は1階車庫周辺が柱のみで壁がないことから建物全体のバランスが悪く、ねじれに弱く、林業研修会館につきましては、壁、2階床、天井など建物全体に耐震性がないことによるものであります。

耐震性を確保するための改修工事につきましては、議会議事堂は主に1階の車庫周辺の耐震壁と屋根部に鉄骨ブレースの設置と2階議場の天井落下防止工事が必要であり、概算工事費は補強工事2億1,300万円、電気設備工事及び機械設備工事が1億4,700万円で、計3億6,000万円となります。また、林業研修会館は柱と屋根以外は補強工事が必要であり、仮設の施設を含め概算費用は3億3,400万円、電気設備工事及び機械設備工事が7,100万円で、計4億500万円となります。工事期間につきましては、それぞれ約1年を要し、期間中議会議事堂の利用には影響がないものの、林業研修会館の利用はできないこととなります。議会議事堂は、昭和48年に建築され築44年が経過し、林業研修会館は、昭和55年に建築され築37年を経過しており、どちらも耐用年数は残っていますが、今回の結果を踏まえ、取り壊すか補強工事を行うかにつき

ましては、今後議会と協議しながら対応してまいる考えであります。

次に、北海道新聞網走地区会との地域見守り活動に関する協定についてであります  
が、3月16日、北海道新聞網走地区会の岩原繁会長と大東新聞販売所の藤田浩代表が  
来庁し、北海道新聞網走地区会との地域見守り活動に関する協定を締結しました。町  
内での北海道新聞の購読数は1,150部で、販売所従業員が業務中において高齢者から  
の支援の求めや異変を発見した場合、町など関係機関に連絡をいただく協定となっ  
ております。今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてま  
いります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第4、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行う  
こととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承願います。

質問時間は、答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間  
も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先  
の通告に従い一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、まちなか再生と庁舎建設についてお伺いしたいと思っております。

平成 28 年度のまちづくり懇談会において、町長は役場庁舎の建設について、農協、健康福祉センター等の複合庁舎を提案されたが、ほかの候補はなかったのか、あったとすればどのような論議経過で提案された施設に絞ったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり懇談会の提案内容の議論経過も含めましてお話をさせていただきたいと思います。

まず、昨年 10 月 31 日から 17 カ所で行いました「まちづくり懇談会」を開催するにあたりまして、行政内部で協議を行い、複合施設の最大幅として考えた施設につきましては、役場庁舎、健康福祉センター、議会議事堂、社会福祉協議会事務所、消防庁舎、図書館、農協事務所、スーパーマーケット、北見信用金庫事務所の 9 施設でありました。

建設位置につきましては、平成 21 年 3 月に策定しました「津別町住生活基本計画」で示しました、役場庁舎と津別病院の間を軸として、半径 500 メートルの中心市街地の中から、新たな土地の取得は最小限にとどめて選定することといたしました。これにより、一定の町有地がある現在の役場庁舎周辺と、新町の旧保育所周辺の 2 カ所を想定し、さらに二重費用となる仮設庁舎の設置を避けることとして、建設予定地及び複合の範囲と規模を検討してまいりました。

こうした中、懇談会の説明において、複合庁舎の範囲の想定イメージを、役場庁舎、保健福祉センター、社会福祉協議会、議会棟、農協の 5 つとした理由につきましては、健康福祉センターは、第 5 次総合計画で建設すべき施設として位置づけられていたこと、社会福祉協議会事務所は、建物の老朽化のみならず健康福祉センターの機能に含めるとしていたこと、農協事務所は、国道 240 号に隣接する市街地にあり、その跡地利用は、まちなか再生を図る上で重要なポイントになることなどから、それぞれ複合施設の対象と想定したものです。議会議事堂につきましては、懇談会当時は、耐震調査を実施中であり、その結果に基づき議会の意向を受けて対応したいと説明したところであります。



想定イメージから除いた消防庁舎につきましては、車両用車庫を含め相当の面積を必要とするため、役場庁舎との合築は難しいと判断し、図書館につきましても他市町村のもの規模を考え合わせますと、面積的な理由などから合築の対象としませんでした。

スーパーマーケットにつきましては、複合庁舎に農協事務所を加えるとすれば、おのずと現在のグリーンマートの取り扱いも検討されることが想定されるため、合築の対象としませんでした。また、北見信用金庫津別支店の店舗につきましては、面積上の問題をはじめ、内部協議の時点において正式な要望がなかったことから、対象施設とはしなかったものであります。

まちづくり懇談会において、町民の皆さんにお伝えしたかったことは、災害時に対応できない耐震性のない役場庁舎の現状と、まちなかの衰退した現状を共通認識としていただき、庁舎を含む複合施設の建設により、中心市街地の活性化につなげていきたいというものでした。このことは、平成26年度から検討を進めていました、筑波大学との「まちなか再生共同研究」と合わせて行うこととし、平成27年度の町政方針において表明したところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 まちづくり懇談会というのは、町長が町民と触れ合う重要な公務だと考えております。そこに示される内容は、十分吟味されたものであり、町としての考えを示したものでなければならないというふうに思いました。

10月の懇談会の説明の際には、庁舎の建て替えの必要性については、町民の理解を得るに足るものだったというふうにレジメの内容は思っておりますが、やはり今回、町民の方から結構、私に質問があるのは、なぜ農協になったかというその理由がレジメの中には書かれていなくて、例えば懇談会に来ていない方は、あれを見た時に非常に唐突感があったということを言われましたので、私もその部分をきちんと本来であれば懇談会の中で説明していればよかったのかなというふうに考えて今日の質問をさせていただきました。

この中で、今の答弁の中で、もう一度お聞きしたいのですが、農協事務所については、その跡地利用は、まちなか再生を図る上での重要なポイントとなることで農協を

合築することを考えたというような答弁だったのですが、少し論理的ではないなというふうに思うのですよね。農協の場所が必要だから、農協が役場とくつつかなければいけないというのは、ちょっと論理としては成り立たないのではないかと思います。ほかに何か基幹産業だからだとか、ほかの理由はなかったのか、まずそここのところをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員も持っておられると思いますけれども、この津別町総合計画、この中でいわゆる構想も含めてずっと出しているわけです。その中で、新たな町の顔づくりの展開というところがありまして、ここで現在のJAビルの交差点周辺を新たな町の顔づくりのエリアとして位置付け、特に、農業協同組合の協力を得てショッピングセンターとして機能を併せ持つ賑わいの拠点形成を促しますというようなことを、これは一部ですけれども、るるこういう基本構想になっております。そういう点からいけば非常に重要なあそこの大通りの一番いい所にありますので、これからまちなかを再生していく上で、あそこは大きな意味合いを持っているというふうに考えています。

そういう中で、あそこが移ることによって新たなものが形成されていくという、そういうことを想定をいたしまして、一緒になることによって、そこをまた町の賑わい、それから一番地方創生のアンケートの中でも要望の一番強い買い物環境を整備してほしいという町民の要望、そういったところに資することができないかなというふうに考えて、その辺は懇談会の中でもお話をさせていただいたところでもあります。産業というよりも、そういうまちなか再生の意味合いということでお話をさせていただいたつもりであります。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] ちょっとお答えが違うと思うのですが、あそここの今のJA事務所の場所は、まちなか再生の上で非常に重要な場所となり得るという今の答弁はわかりました。

しかし、だから農協を役場とくつつけなければいけないという理由にはならないと思うのです。例えば、すぐ隣につくってもいいわけですし、当初、農協が計画して

いた活汲でもいいわけです。私は別に農協とくつつくのがいけないとは言っていません。農協は私も有力な候補だと考えております。農業は町の重要な基幹産業でありますし、私、今回、町の方のお話を聞く以外に今日の一般質問のために農協の方にも短い時間ではありますがもお話を伺ってきました。農協の中でも内部できちんと議論をし、順を踏まえて組合員の周知等も行いながら要望を出してきています。私は、むしろ農協はきちんと準備して町に対して投げかけてきているというふうに認識をしておりますので、有力な候補だとは考えておりますが、この今の町の判断の理由付けは少し弱いのではないかなというふうに思っておりますので、そのこのところをもう一度聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 次の山内議員さんも同じような内容の質問があつて、ちょっと分けながらというふうに考えておりましたけれども、農協の組合長とは以前から非常に建物が古いということで心配をして、よく外に出られて、これは委員会等々でも全員協議会でお話を皆さんにしておりましたので、またダブってお話をする内容になるかというふうに思いますけれども、外からパラパラ落ちてくるようなことに心配をしていたりとか、そういうことがありまして、新築ないしは改築というものが想定されておりました。そういった中で、町が庁舎を新しくするという部分については、これも全員協議会等々でお話し既にしておりまして、最初は津別病院、こちらがやはり最優先されるべきだろうということで、そこが耐震性ありで、今後20年ぐらいは改修をしながらやっていくという方針が出たものですから、町のほうとしては、それでは病院よりもっと古い昭和33年の役場のほうに手をつけさせていただきたいというふうな考えを皆さんにお伝えしたところでした。そういった時に、5年後にできた昭和38年にできた農協が同じように建物として非常に老朽化して困っている状況にあるというようなことで、農協としても活汲に移っていくということも一つの方法ですけれども、まちなか再生を町が進めている上で、農協としてのまた社会的なつながりといえますか、そういうものに協力をしていくということも農協としての一つの進み方だろうということで、合築する場合については自分たちも含めるようなことで、一緒にできるという方法が考えられないかどうかという要請が口頭で当時あったわけです。

その後、文書で正式に出てくることになるわけですが、そういったことも受けて、同じ古い事務所で困っている部分というのが一緒になるというのは、ごく普通のことかなと。そして、それが一緒になることによって空いてくる土地がありますので、そこに皆さんが町民の方々が要望している部分を、また新たに加えていくと、そしてその先、その先というのが続いていくのがまちなか再生だろうというふうに考えて、当然、古いもの同士が一緒になるというようなことは一つの方法だろうということで、皆さんにお話をさせていただいたところであります。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] わかりました。

ちょっと角度を変えてお聞きしたいと思います。

この内部協議を進めたと答弁の中にありました。内部協議を進めた時期というのはいつごろなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） この関係につきましては、4月の段階から庁内の検討委員会を立ち上げながら内部で協議した経過がございましたけども、まちづくり懇談会に向けた具体的な内容について協議を着手したのは、7月の末でございました。8月の末、そして9月段階におきましても二度にわたり具体的な内容について協議し、10月からのまちづくり懇談会に入っていったと、そのような流れでございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 町長は3月の定例で、まちなか再生協議会と連動しながら11月にはまちなかのランドデザインを出すというお話をされました。まちなか再生協議会とは密接な連携関係を持ってこの話は進んでいると思っておりましたが、内部で、例えば庁舎を候補地2カ所ぐらいに絞って、そしてこんな形の合築案を持っているということをなぜ再生協議会のほうに伝えていかなかったのでしょうか。私は、再生協議会のメンバーからも非常に不満の声が上がっているということも本人たちから直接耳にしました。ずっと考えてきたのに、役場のほうでは総務課中心にだと思えますけども、こうした案がまちづくり懇談会に出てきたと。これについては、まちなか再生協議会は、ほぼ知らされていなかったということなのだと思います。

ぜこうしたすれ違いが起きてしまったのか、そののところが教えていただきたいと思  
います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちなか再生協議会にはお話をしています。何と言いますか、  
スライドといいいますか、それも見せながらお話をまちづくり懇談会前にさせていただ  
いています。それは、その前に自由にものを考えて結構ですよということで、役場の  
庁舎も含めてここにしよう、あそこにしようということが協議会の中でも話されてい  
たことは私のほうにも伝わっておりました。そういった中で説明をさんさん館でやっ  
たわけですけれども、その際にも質問があったりしました、幾つか。その協議会の中  
で、ある方が話されていたのは、中学校が子どもの数がどんどん減っていつているの  
で、中学校に役場を置くということも一つの方法ではないかという提案もされたりし  
たわけですけれども、それに対して私のほうから、そういうふうになると、今、障が  
いを持った子どもたちが少し増えつつあるという状態で、28年度においても小学校の  
そういう教室を議会で議決をいただきまして個室を増やしたりとか、そういうことを  
してきました。それがそっくり今度は中学校に移っていきますので、そうした中で、  
今多少空いていたとしても、間もなくその空き教室が必要になってくる時が来ます  
と。そういう中にこの役場の機能を全部あそこに持って行くということは、ちょっと  
不可能なことになるのではないのでしょうかという、そういうやりとりも協議会の方と  
私とやったりして、なるほどというお話も承っているところです。

そういう中で、懇談会の中でも強く皆さんのほうから言葉として出ていたのは、津  
別病院から離さないでほしいと、それはあちこちから出ておりました。それはやはり  
病院とバス停が近くにあって、それが非常に利便性が高いので、そして役場で手続き  
をしたりだとか、それからちょっと休む場所があるとか、そういうことが離れていく  
ことによって非常に不便な状態になっていくので、そののところは新築する上で頭の中  
に入れていただきたいということで、具体的に言う人もいました。今のここの議事  
堂、ここを壊してできるだけ大通りに近い所に建ててほしいと、後ろ側の車庫側のほ  
うではなくて、大通のほうに少しでも近いほう、そして少しでも津別病院に近いほう  
という所が具体的に出されたりしておりましたので、そういった意味で、やはり町な

かから外すというところにはならないだろうと、そうすると一定の面積がある所という  
と2カ所程度というふうに考えられるなということで、想定される所はこの2カ所  
と思いますというお話をさせていただいたところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 まちづくり懇談会の前にまちなか再生協議会とお  
話しされたということなのですが、まちづくり懇談会の意見がもう取り入れられる要  
素はなかったのでしょうか。まちづくり懇談会のレジメができてきた中で、行政の考  
えが2カ所程度の候補地に絞られて、5つぐらいの合築になるということを多分示さ  
れたと思うのですけれども、その時点で町の考えとして持っていて、まちづくり懇談  
会の意見は、もう口を挟む余地がなかったのかどうか、そのところちょっと確認し  
たいのですが、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それはそんなことはありません。皆さんもまちづくり懇談会  
の前に、行く前に町民の皆さんに見せるものというのを先に全員協議会の中でお見せ  
して、こういうことでこれからまちづくり懇談会に入ろうと思いますけれども、どう  
でしょうかということ踏んで入っているつもりでいます。そうした中で、それを議  
員の皆さんもそこでも見えていますし、それぞれ所属といいますが、住んでおられます  
住宅があって、その自治会というか、まちづくり懇談会が開催する場所にも議員の  
皆さんおいでになっていますから、少なくとも2回ぐらいは見ているかというふうに  
思います。その中で記憶にあると思いますけれども、想定イメージという表現で出し  
ています。ですから今想定されるのは、町としてこういうふうに考えていますという  
ことで、ご意見どうですかというふうにはお話をしていましたので、そこでいろいろ  
出てきましたので、それをもとにして、じゃあもう一回こういう組み立て直しをして  
いこうかということで新年度予算に新たに計画づくりの費用も計上して、これから進  
めようとしているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 続きまして、基本計画策定の今後の進め方につい  
てお聞きしてまいります。

昨年の懇談会の中で町長は、平成 29 年度において庁舎の基本設計を行いたいと話されましたが、まちづくり懇談会の終了後、12 月 21 日の全員協議会において、もう少し時間をかけて進めていく必要があるとの考えから、都市系のコンサルタントにまちづくりを含めた庁舎建設の基本計画を依頼したいとの考えを示されました。

複合庁舎建設における考え方は、懇談会で示された合築案のほかに、幾つかの案が示されることになるのか、またどのようにコンサルに依頼する考えなのか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 新年度で基本計画を、計画づくりをしようと思っておりますけれども、その進め方の関係でお答えをしたいと思います。

新年度に策定しようとしています基本計画の内容は、中心市街地を再生する未来像をつくるものでありまして、最初の建設をしようとする複合庁舎をはじめ、現在の中心市街地に存在する施設を含めた、町並みづくりを計画するものであります。

役場庁舎と合築する組み合わせは、土地利用なども勘案し、先に述べました範囲を想定していますが、昨年 12 月 21 日に開催の第 6 回議会全員協議会での白馬議員からの質問に答弁したとおり、必ずしもこの組み合わせにこだわるものではありません。消防庁舎、図書室、スーパーマーケット、北見信用金庫店舗、町営住宅、その他店舗等々、まちなか再生と町並み形成に必要な施設についてソフト面を含め、これまでの各級での議論・検討経過も踏まえながら、うまく組み立てができ、町民との対話ができるコンサル会社と計画づくりを進めていきたいと考えているところであります。

次に、議会や町民との意見交換の時期と形態についてであります…。これはまだですね。

（「はい」という声あり）

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） [登壇] 今の基本計画を依頼することについてお話しただいたのですけれども、今私が非常に不安に感じているのは、これを一体どうやってコンサルに依頼するのかなというところなんです。今、私が考えつく限りでは、プロポーザルの提案を受けるのかなと思うのですけれども、その判断基準とかプロポー

ザルに出す基礎資料というのはどうなっているのかが全然見えないのですが、その辺はどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、実は一番難しいご質問だというふうに考えております。どういうふうに進めていくかというのは、さまざま実はこの間、2月ですか、町づくりシンポジウムがあって、その時、筑波大学から加藤先生という建築の専門の先生もおいでになって、いろいろ担当課のほうで協議をしたりしたわけでありましてけれども、その先生から提案される内容、例えば、もう思い切って全国に若手も含めてこういう条件でということ考えを出してもらおうというのも一つの方法ですよというようなことも言われたりしていますし、それから、そういう経験をまた別な部分でいくと、別な部分というのは、例えば今、地方創生事業いろいろ取り組んでいます。その中で、さまざまな方が津別を訪れています。そういった中で、私もこの間会ったところですけども、コミュニティデザイナーの山崎亮さんという結構有名な方がおられまして、若手の、そういう方が地方創生のこちらの費用を使っておいでいただいて、そして、いろいろ見ていただいて、どういう進め方をしていったら一番いいだろうかと。例えば今までゼロベースではなくて、まちなか再生協議会の方たちもずっと積み上げてきた内容もあります。それから、役場庁舎の中で副町長を中心に各課長職と詰めてきた役場だけの中の問題の庁舎のあり方の問題だとかというのもあります。それから町民の皆さんも含めたり、あるいは高校生も含めたワークショップもさまざまやっています、そういうものがたくさんあるわけですね、それをまたよっこして、また置いておいて別なものに取り組むということにはなりませんので、そういういろいろ持ってきたものを踏まえて、それを組み合わせて、そして足りない部分をこういう方向で持っていこうというようなことを一緒に考えてもらえるコンサルの人と、というところをいろんな何社か話を聞きながら、今どれが一番いいんだろうかというのを詰めている最中でして、それが100%いいのかどうかというのはなかなかわからない部分がありますけれども、可能な限り複合庁舎ができてそれで終わりということじゃなくて、その先々のことがありますので、それらを含めたことを今までの培ってきた部分と組み合わせて、できる方たちの選び方を、それから進め方をどうしていくべきか



というところを今現在もなお検討しているという状況です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] コンサルを今町長が現段階でどういうふうを考えているかということは今の話でわかりました。ただ、コンサルのほうも何もないところというわけにはいかななくて、今おっしゃっていたように、まちなか再生ですとか庁舎構想案については役場内部協議のものですけれども、そういった資料ばかりではなく、今ちょっとお話し伺っただけでも心配なのは、例えば健康福祉センターについては、8年前、総合計画で議論された後、基本的なコンセプトはできていますけれども、その後法律も変わり新しい言葉も、地域包括ケアシステムのような新しい言葉も出てきています。そうしたものが検討されない中で、基礎資料として何もない中で次世代の健康福祉センターだからなんていうコンサルの提案をぽんと出してもらうことがいいのかどうか、やはりそうしたことも必要なのではないかなというふうに思います。

それから庁舎構想案については、この後、山内議員がやられるのであまり深くはやる気ないのですけれども、これをあくまでも参考資料であると、ここに具体的に何をどうするという事は書いていないのですけれども、役場としての機能のあり方について述べられていると思いますけれども、これはあくまでも参考資料だということを確認しておきたいと思いますが、その点いかがかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 複合庁舎の中に役場庁舎がありますので、役場庁舎はご承知のとおり昭和33年に建てています。入るとすぐにバーツとカウンターがあって、当時は非常に斬新的だということで、あちこちから評価をされたということは聞きづてに聞いているところでありますけれども、それが非常にまた今の時代にとって、あの当時の業務量と今の業務量から見ても、かなりの相違がありますし、使い勝手というところもさまざま不足している部分が出てきています。そういう意味で継ぎ足し、継ぎ足しで今の形になっているわけですが、そうした中でずっと毎日の執務を取っている管理職、そこがいろんな課を仕切っているわけですが、そこが普段から感じていること、こうしなくちゃならないことというのを役場庁舎に限って検討を進めてきたということでもありますので、これは当然複合する上で、中に当

然る役場もこういう形はぜひ頭に入れてほしいとか、それは設計の中にしっかり組み込んでほしいということを伝えるのは当然のことですので、それはでき上がりましたので、それもぜひ参考にさせていただきたいということです。

それから、健康福祉センター、ここについてもそれなりに担当課でも協議をしているところですが、どこまで広げるかというのは、やはり一番問題だというふうに思っています。それぞれの市や町でも健康福祉センターに入れる範囲というのが多い所、少ない所さまざまありますので、人口減少とともにどこまでの範囲というのを決めていくことが必要なことになってくるというふうに思いますので、一定のぼやとしたものはあっても、それにこれからまた肉づけをしていくような計画づくりが進められていくことになると思いますし、そのためには、少し先進的なことをしています市町村にもお伺いをして、あの時こうしておけばよかったなというようなことも失敗談も含めて聞かせていただきながら、視察の部分につきましても職員だけではなく議員の皆さんの部分も想定しておりますので、一緒に行っていただいて、より良いものを企画、計画していきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 私は健康福祉センターについても、今回の役場庁舎建設構想案のようなものが、やはり内部で協議されるべきではなかったのかなというふうに考えております。そして、その協議された役場庁舎建設構想案ですが、これもやはりプロの側から見た役場のあり方でありまして、当然、町民も使うわけですから、こうしたものはやっぱり町民とのキャッチボールも必要なのではないかと思います。今後進めていく中で、ぜひそういうような形をとっていただければありがたいなというふうに思います。

もう一つお聞きしたいのですが、コンサルを選ぶに際しては、先ほどちょっと町長のお話を聞いていると、随契になりそうな感じもちょっとあったのですが、契約の形が随契でも幾つか競合させてやるのかなというふうに思いますけれども、今それぞれの話を聞いてという話ですが、資料については先ほどの話でわかったのですが、判断はどこでされるのか、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今いろんな情報を集めているところです。随契もないとは言えないと思います。実際にそういう形でやっている市町村もあります。あちこちで庁舎の建設、複合庁舎も含めて道内でも相当数の数の市町村が計画を進めたり、あるいは実際に手がけているところがありますけれども、それはプロポーザルでやったりとか、それからその先のこと、庁舎だけをやるというのであれば以外に簡単なんですけれども、その後々のことのまちなか再生という大きなイメージを持っているものですから、そここのところをしっかりと考えてもらえるというか、例えば建築する部分と、そこに文句をつけていく、あるいはいろんなことを言っていける別のコンサルというのを分けてやったほうがいいのかということもあると思います。設計屋さんというか、建物の設計屋さんとだけこちらでやるというのであれば、もちろんいろんな方の意見を含めて持って行くのですが、それをもう一つ別な見方でこちらの考え、町のほうの考えもしっかり吸収しながら、「そうではないでしょ」という専門的な意見をもって建築屋さんとぶつかっていくというような、そういうところがあれば、そこと随契をやっていくということもあるでしょうし、どの方法が一番津別の町が進んでいく上でいいのかというのは、なおちょっと今検討中ですので、考えさせていただきたいと思います。最後はそういう形でいきますということで町長が決断をして、そして皆さんにお諮りをして、そしてそれでゴーサインを受けてスタートするという形になると思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] もう一点だけ確認させてください。先ほど私、農協等も有力案だと申し上げましたけれども、今度のまちづくりを含めた複合庁舎建設にあたり、コンサルから出てくる案は1案なののでしょうか、それともA、B、Cという複数案で出てくると現段階でお考えなのか、そここのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは、これから決めていきます。一つに絞って出してもらるか、幾つかのことを提案してもらえるかどうかというようなことは、決まって、そ

ういうことに対応してくれるところなのかどうなのかも含めて、これから決めていき  
たいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 これからということであれば、これ以上お聞きし  
ようがないし、時間もなくなってまいりましたので次の質問にまいります。

庁舎建設基本計画の策定は町にとって重要課題であり、議会とはもちろん、町民と  
の意見交換も行いながら進めていくべきだと考えますが、町長は計画策定のどの時点  
で、どのような形で町民との意見交換を行う考えなのか、現段階の考えで結構ですか  
らお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議会あるいは町民との意見交換の時期と形態についてであり  
ますけれども、まず基本的に適宜議会に対して進捗状況を報告いたしまして、検討い  
ただきたいと考えております。受注するコンサルの手法にもよって変わりますけれど  
も、話し合いの進行度合いが現時点ではまだ見通せないことから、時期と方法につ  
きましては、今、明確な答弁ができないことについてご理解をいただきたいというふう  
に思います。

しかしながら、当然のことといたしまして、まちなか再生協議会の委員の皆さんを  
はじめ、多種多様な団体との意見交換を行いまして、その結果をもってまとめた基本  
計画案につきましては、住民説明会を実施いたしまして、12月末までには基本計画を  
まとめたいという意向をもってコンサルとの打ち合わせに臨みたいと考えていると  
ころです。

なお、この計画づくりと、その後の進めを担当する部署としまして、住民企画課内  
に「地方創生推進グループ」これは仮称でありますけれども、これを新たに設置いた  
しまして建築技師を含む4名体制での業務推進を考えておりますことを申し添えたい  
と思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 町長は、昨年12月21日の全員協議会で、策定に

あたっては町民と何度かキャッチボールが必要と述べられています。議会には進捗状況を報告しながらということですが、本当に議会ばかりでなく各まちなか再生協議会等の団体とも連携を取りながら、みんなで町民との意見交換の形やタイミングを考えていければいいなと思います。私一人の考えですけれども、町長と一緒に議会も責任を負うべきではないかと思っております。やはり議会としても町長と相談しながら、町民の意見を取り入れられる、その時期に、ぜひ町民との意見交換をしていきたいというふうに私は一議員として考えております。

町長のそのタイミングについての考え方は今報告できないということですが、私は、今12月末までに基本計画をまとめるというのは、ちょっと難しいのではないかなというふうに思っておりますけれども、もし、ここを最終着地点とするのであれば、もう7月・8月には、そういったものも行わなければならないだろうと、ただコンサルを決めて発注するのがやはり5月を過ぎ、6月になるだろうと考えると、かなりタイトなスケジュールになるなと思うのですけれども、聞き取り調査等を含めて、また視察も含めて相当スケジュールきつくなると思うのですけれども、12月で本当に町長、大丈夫でしょうかね、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 12月末までにできることならその後の日程等々もありますので、先ほど申しましたとおり基本計画をまとめていきたいという、そういう町の意向をもってコンサルと話をしていきたいということです。

町民との対話につきましては1カ所で不特定多数の町民の方といろいろ話し合う、そういう場所ももちろん当然ありますけれども、それぞれ例えば老人クラブだとか自治会だとか子育てのグループの方たちだとか、いろんな団体があります。それが例えば健康福祉センターの中に社協や何かも入ってくるようなことになってきますと、そういう方たちとの新たにできるのであれば、こういう機能を持たせてほしいというようなことも、行政側が考える部分だけではなくて利用する人たちの側からの要望というのが当然出てくると思います。そういうものもいろいろさまざま加えた中で計画をつくっていったら、それを全体、町民一般といいますか、そういうところで説明をするということになっていくのかなというふうに思っています。方法としていろいろある

かというふうに思いますけれども、まずはつくる上で、それぞれ関係するところと十分話を聞いて、それを組み込んで、そして全体の町民説明会というところに向かっていきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 町長は、もう少し時間をかけて考える必要があるということで、こうした手法を提案されております。そうした中で、昨年の全員協議会の中でも、今年度にはこだわらないというお話もされておりました。私は、もちろんその12月末までにできればいいのですけども、これまでにできなくてもきちんと手順を踏んで、そして町民の皆さんの意見を聞いて、20年後、30年後の方に笑われないような町づくりをしていきたいなというふうに考えております。

まちづくりを前進させるには、あがき苦しみ、そして楽しむものだというふうに考えております。町長のご労苦は大変なものだと私も推察いたしますが、町長、ぜひその楽しみも苦労も職員や議員や町民の皆さまと共有し、よりよい津別町をつくり上げることを強く期待しまして、この件の質問を終えさせていただきます。

続きまして、次の質問に入ります。語学教育についてであります。

文章を読み取る能力を向上させることは、国語ばかりでなく、他の教化の学習にも良い影響を及ぼすものと思います。読書の時間や、ブックスタートの拡充を図ってみてはどうでしょうか。また、親子で1冊の本を読み、感想を語り合うような親子の絆を深め、家庭教育の力を付ける取り組みを行ってみてはどうでしょうか。

お答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君）〔登壇〕 それでは、読む力を身に付ける教育の推進についてのご質問にお答えいたします。

読む力を含め、すべての学習の基礎となる国語の学力をつけるためには、本町の小学校、中学校が努力している授業改善への支援、それと家庭・地域・学校における読書活動をはじめとする言語環境の整備、特に、家庭への支援が重要と考えております。

小学校6年生、中学校3年生を対象に、毎年4月に実施している全国学力学習状況調査の過去5年間の傾向を分析したところ、小学生の課題は国語が苦手な子が多いこ

と。中学生は、ゲームやスマホに費やす時間が長いこと。共通して家庭学習の時間が短く、読書の習慣がないことが見えてきました。魅力的なゲーム等を全くやめさせることはできませんから、子どものいるご家庭にはゲーム等の時間を少しだけ読書活動に振り向けてもらうよう、学校とも強く連携して4と6のつく日は家庭でも本を「よむ日」の取り組みを呼びかけ、協力を依頼してまいります。

学校での読書の時間につきましては、小学校、中学校とも朝自習・朝学習の時間を日課表に位置づけておりますので、その中で一斉朝読書に取り組んでおりますし、中央公民館図書室から小学校への移動図書の冊数、それから回数増も検討しているところです。出産後の9カ月健診の際に絵本をプレゼントするブックスタートにつきましても、新年度は、新生児誕生祝品支給に合わせるよう時期を早めます。もちろん、これまでどおり9カ月健診の際にも絵本のプレゼントを行い、翌年は1歳半、2歳、3歳と乳幼児健診のたびに絵本のプレゼントを重ねる予定であります。子育てにおいて、親が我が子に言葉を語りかける絵本の読み聞かせは、幼い子どもの言語能力や豊かな心を育む有効な手段となりますので、絵本のプレゼントを重ねることで、若い親世代の子育てを支援してまいります。

なお、議員に提案していただきました、親子で1冊の本を読み、感想を語り合うといった読書活動は、読書が既に生活の一部となっている家庭において、だんらんの中で実践可能と思われまますので、中央公民館図書室が開催している図書まつり等の参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 お答えありがとうございます。

教育長の行政教育方針を読ませていただきまして、このようなお答えになるのではないかなとちょっと想像しておりましたが、私も考えを一にするものでありまして、このような形で進んでいけばいいなというふうに考えております。

ただ、読む力を身につけるということは、本当に国語の力を上げるばかりではなく、数学、理科、社会、そういった教科に対しても勉強時間の短縮を図れる、読む力がつくということは早く知識を読み取る能力ができるということで、そうしたことを考えると、子どもたちに効率的な勉強をさせてあげられるということで、ぜひ読む力を身

につけてほしいと思っております。

私事ですが、家業が本屋ですので小さいころから親と同じ本を読んで、その感想を語り合うということは私の家ではよくあることでした。そのときに自分が親がかつてこの本を読んでこんなことを考えたんだということを聞いて、すごく感動した思いがあります。そうした意味からでも親子の絆を深めていく、家庭での親子の絆を深めていくという意味でも、こうした親子が同じ本を読む、同じ時間を共有するということは大変家庭の中でもよいことではないかなというふうに思います。

よく家庭の教育力アップには、親の教育が必要で親教育プログラムといったようなものも取りざたされておりますけれども、私は、そうした親が勉強するばかりでなく、親が身につけているものを子どもに伝えていく機会をつくるのが、これからの教育の中では大事なのではないかなというふうに思いますが、教育長はどう考えているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 家庭は、すべての教育の出発点でありますし、家庭の自主性を尊重しつつ、さまざまな子育ての支援をしてまいりたいと思えます。

親が子どもたちに、自分の子どもに言葉を語り、いろいろなことを伝えていく、これはもう本当に基本中の基本であります。今も昔も変わらずに、これからもそういった語りかけ、言葉のシャワーを子どもたちにたくさん浴びせて大事に育てる、そういった取り組みを十分に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 続きまして、英語教育の強化についてお伺いしたいと思えます。

英語は世界中で一番使われている言語であり、これを習得することは子どもたちの将来に大きな可能性をもたらすことになると思います。また、大学受験等においても大きなアドバンテージとなります。イベントで英語に触れあう催しを組み込んでみたり、幼児教育と連携を図りながら英語教育の強化を図ってはどうかと思えますが、考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。



○教育長（宮管 玲君） 英語教育の強化についてのご質問にお答えいたします。

現在、小学校5・6年生については週に1単位時間、学級担任と英語指導教員のリー・ジョンソン氏との協働指導により英語活動を実施しております。英語活動には教科書もなく、評価もなく、中学校段階の文法等の外国語教育を単に前倒しするのではなく、あくまでも体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して英語の音声や表現に慣れ親しませることをねらいに進めております。

外国語指導教員は小学校3・4年生の総合的な学習の時間での国際理解の学習や、小学校1・2年生の生活科の時間での英語遊びにも携わっておりますし、月に1回程度はこども園の要請を受けて活動に携わっております。外国語指導教員の英語の発音を遊びの感覚で幼少期からまねることで、英語や外国人に対して大人が持つような抵抗感もなく、英語学習への関心意欲が高まっていることを高く評価しております。このように本町の子どもたちは、毎週1回ないし数回、外国語指導教員とふれあい、英語に慣れ親しんできているところですので、子どもたちの意欲がさらに高まるよう、今後も充実してまいります。

外国語指導教員は津別高校へも週に2回程度訪問し、通常の英語授業への協力だけでなく、ニュージーランド研修への英会話指導も実施しております。津別高校振興対策の一つである英語検討受験料の半額補助とともに、津別高校生の英語力の向上に貢献してくれております。

加えて、本年度から新たに開設します長期休業期間中の公設学習塾においては、英語検定受験のための個別指導も可能であり、成果に大きな期待を寄せるところであります。夏期講習の成果を検証し、本町の魅力ある教育施策の一つとして英語教育の充実を検討してまいります。

なお、英語に触れあうイベントの開催につきましては、外国語指導教員のほかに町内在住の英語の堪能な方、その他中国語等の外国語の会話ができる方を社会教育人材バンク「マナピープル」に登録することを検討してまいりたいと考えておりますし、幼児教育との連携につきましても、外国語指導教員の担当授業を調整し、こども園からの要請に十分に答えることができるよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　今教育長の答弁を聞いていて、津別はつながっているなと思いました。こども園の園長にも伺ってまいりましたけれども、もう既にALTがこども園に来て英語の楽しさを教えているということで、幼児から小学校、中学校、英語教育に力を入れ、最後にはそれを試すニュージーランドへの派遣というものも津別の町はやっております。確かに、よその町よりは少しいいのかなと思いますけれども、私は津別町に行くと中学生になったらもう英語しゃべれるんだって、そのぐらいの町にしたいなというふうに思っているんですよ。英語ができるということは、先ほども話しましたとおり、大人になって非常に子どもたちのアドバンテージになります。であれば、もう、よその町では本当になかなかないぐらい津別の英語教育はすごいというふうに言ってもらえるような形をとればいいなと思っています。具体的には、先ほどお話もありました英語の授業の進め方以外にも、津別町にいる英語をしゃべれる人材をどんどん使って、子どもたちが英語にふれあう時間を多くしていくことがいいのではないかなというふうに思っております。

　　昨年の12月21日に中教審の答申がまとまりまして、2020年度より実施される新学習指導要領の中では、英語は小学校3年生から習うことになり、5年生から専科の先生が付くこととなります。中学校に至っては2021年からですが基本的に英語で授業をするという考え方で、国の考え方も非常に今後英語については話せる、聞き取れるということを重視した教育にシフトしていくことが考えられます。そうしたものを先き取りして、ぜひ津別町でも英語の教育の強化を考えていただきたいと思いますが、教育長何か最後にあればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　教育長。

○教育長（宮管　玲君）　今議員がお話ししてくださったように、平成32年、2020年ではありますが、小学校5・6年生は教科としての外国語が週に2時間実施になるというようになります。また、今小学校5・6年生が実施している外国語活動が週1時間3・4年生で実施するというふうに前倒しされていきます。そこで、大事にしていかなきゃならないなと考えていることは、外国語活動は先ほども言いましたように、聞く、話すということに限定して子どもたちの意欲を高めてまいりました。ここで教科となってくると、教科書を使い、評価をし、さらに書く、読むという活動が加わって

まいます。そうなりますと、どうしても苦手な子どもたちが増えてくるのが心配されてくる所であります。そこで大事なのは、子どもたちの意欲、わかる喜びと意欲を高める事業の充実ということが大事になってくると思います。今、小学校も中学校も子どもたちの力を付けるために授業の改善、充実ということに取り組んでおります。その部分、教育委員会としましても支援をして、英語も含めて子どもたちの学ぶ意欲を高める授業づくりを応援してまいりたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 すみません、もう一言です。

英語教育に力を入れるのは一番私がいいと考えているのは、実は英語はアメリカに行けば3歳の子どもがしゃべっております。理解力が大変難しいというわけではありません。数学なんかと違って壁にぶち当たることなく、英語教育の強化の強みでありますので、合わせて申し添えておきますが、ぜひ今後とも英語の教育の、国の考え方に合わせた進め方で強化をしていただければと思ひまして、最後をお願いして終わりたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時 20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問につきましてお伺いをしたいと思います。

今年の町政方針で、庁舎を含む複合施設の建設について今年度は「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の策定を進めると町長は方針で述べております。また、新しい構成の議会になった3月2日、総務文教及び産業福祉常任委員会において、津別町役場庁舎建設構想（案）、中間報告でありますけれども取り扱いのことと、今後の進め方

について報告がありました。それを踏まえて、次の点につきましてお伺いしたいと思います。

この中間報告につきましては、4回ぐらい開催された内部検討の中で示されたものであります。この中に書いてあるものの構想の策定の経緯、それから今後について書いてありますが、「構想の策定にあたり新庁舎の規模、建設場所、想定事業費等検討していますが、建設に着手する時期によって町民ニーズ、財政状況など変化が想定されることから、本基本構想をベースに新庁舎建設の詳細を定めるための基本計画策定に向け、今後も町民や議会との議論を深めるものであります」というふうに記述されております。そこでお伺いをしたいと思います。平成25年に役場庁舎の耐震調査を実施しております。平成26年5月12日開催の総務文教常任委員会において、その結果の報告があったところです。また、住民向けにつきましては、平成28年、昨年10月に広報で町民向けにこの結果について報告があったところです。平成26年の年明けに津別農協理事者から役場庁舎の建て替えを行う際には、複合施設として一緒に建設参加したい旨の要望が出されているというふうに書いてあります。委員会での報告や町民向けの報告前に、なぜこのような口頭でありますか町に正式に要望が出されたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 役場庁舎建設の基本構想(案)、これについてのご質問であります。まず、平成26年1月の津別農協理事者から要望概要についてのご質問がございました。現在の農協事務所は昭和38年に建設されまして老朽化が著しいことから、平成25年4月に策定しました「津別町農業振興計画」で、29年度に農協の新事務所を建設するというにしていたところでもありますけれども、同じく役場庁舎も老朽化が進んでいることから、庁舎の建て替えを計画する際には、複合施設として建設に参加できないかという考えが示されたものであります。

これ以前におきましても、組合長とはT P P反対だとか、あるいは国営農地再編整備事業の中央要請等々あります。それから、J A内部でもさまざまな部会がありまして、これら部会の総会などで意見交換をする場所というのが相当数一年を通してあり

ます。そうした中、組合長のほうから、3階建ての事務所が耐震改修促進法によりまして、道路閉鎖建物、これは特定建築物といたしますけれども、として指定された場合の不安、それとグリーンマート経営者からの改築・新築の意向の相談があるというようなことは聞かされていたところであります。

26年の1月の要請時点では、まだ役場庁舎の耐震調査結果が出ていなかったこともありまして、耐震の強度が仮にないとなった場合は、補強工事の検討の範囲という程度のやり取りをしていたところであります。そのような状況であります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今お答えがありました。これは町長と組合長のやり取りの中の経過ではないかなというふうに思います。私がお尋ねしているのは、耐震の結果が出る前に、こういう形で口頭でいいのですけれども出された。これは、町からそういう情報を組合長に、こういう複合施設とか建て替えについて話がなければ、農協もこの話を役員で相談されて出されてきたと思うのですけれども、1月早々にこれを出される自体が一つは疑問に思う。町長は、出向いて行ったかどうかわかりませんが、こういう話を具体的にされたのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 石原さんの答弁みたいに記憶がございませんというのも変なのですけれども、たびたびありますので概要だけを説明させていただきたいと思えます。何度もいろんな問題について農協、農協だけでなくて各界の方たちと丸玉産業の社長ともそうですし、いろんなところと立場上さまざまな会合がありますし、いろんな意見交換をしています。そうした中で、農協の組合長、農協も非常に建物として困っていましたので、これは活波に移築するというのも含めて農協自身の計画の中でも想定されていたということも聞きまして、ああ、そうなのですか。町も相当、農協よりもまだ古いのですよね、ということがありまして、そういう意見交換というのは当然するわけですし、これは年に一度正式には農協の理事さんたちと年に一度は必ず意見交換会というのをやっております。これには議員の方も農業出身の方の議員の方もそれに参加をして、一緒に年に一度は必ずお互いに特に農協が抱えているさまざま

まな問題というのをお聞きして、そしてそれに対してどういうふうなことが検討できるかというようなことはしています。そういう中でも当然話が出てきますし、それから先ほど言いましたように一緒に組合長とは東京にも行きますし、あるいは札幌にも行きますし、それからいろんなたくさんあります肉牛振興会だとか、タマネギ振興会だとかものすごい数の部会がありますけれども、そういったところの総会等々での組合長とのその後の懇親会等もありますので話等々がある。そういったところで、どっちが行った、来て、どうだということではなくて、お互いに困っていることを言い合いながら、それではこんなふうに今実は自分のところではこう考えているのだけれども、もし役場がそういうような計画をするのであれば、それはどうなのだろうねというようなことが出されています。そして、農協自身もグリーンマートさんからやはり老朽化して、そこがつぶれてしまうと買い物難民という方たちがさらに増えるような形になってきますので、それに対する経営主としての困った内容というのを当然建物の持ち主である方に相談をしたり、今後のことについてお話をしているということもいろんな形で、より具体的に聞いたりしています。そういう中で、先ほども佐藤議員のほうにもお話しをしましたとおり、農協の土地というのは非常に魅力的な土地があります。これからまちなか再生をする上で、そういったこともやはり未来に夢を馳せるといいますか、未来の形を想定しながら意見交換をして、こういうお互いに困っているのであれば一緒にやるということも検討の範囲に入ってきますねということで、理事者から出てきたということです。ですけれども、一方で本当にこの建物自体に耐震があるのか、ないのかというのは、きちんと答えを出していかなくちゃなりませんので、それはこれを済んでからあれ、あれを済んでからこれということじゃなくて、お互いに抱えている悩みは率直に話し合う中から出てきたものというふうに理解していただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 農協の役員含めて懇談する機会では話された。そういうところから今回の今質問した内容について出てきたというお答えですけれども、これは町長と向こうのやりとりの中である話であって、あとから考えれば既成事実をつくりながらの進め方になるのではないかなという疑問が出るわけです。これは、表

に出さなくても町長と組合長との話で胸の中に収めればいい話ではないかなと思うわけです。

次に、そういうことも踏まえて、今年の 28 年 10 月 27 日、さらには 12 月 8 日に北見信金からこの複合施設の参加について文書で正式にあったと、そういう報告があります。これは先ほども佐藤議員の話の中でまちづくり懇談会が行われている最中というのですか、多分まちづくり懇談会の資料につきましては、相当早くから準備されていると思います。その中で 10 月 27 日に農協から出されてきたと。後に 12 月 8 日に北見信金と。まちづくり懇談会を目の前にして、この文書がきたと。そして終わったと同時に北見信金から出てきたと、そういう経過になっております。まちづくり懇談会のスライドをいろいろ議会にも示されて、まちづくり懇談会の皆さんに見ていただいたのですけれども、農協の老朽化した状況など写真にとって準備されてまちづくり懇談会に臨まれていると。そうした進め方についていかがなものかと。この関係について、どういう経過でまちづくり懇談会の資料づくりをされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今のご質問の前に、先ほど既成事実づくりというお話もありまして、組合長と 2 人の話であれば胸に収めておけばいいのではないかというお話もありましたけれども、先ほどもお話したとおり、これはきちんとお互いに年に一度開催しています農協理事者と、こちらの議員さんも含めたしっかりした、きちんとした形の会合をとっています。それで意見交換をして、例えば TMR センターの助成の問題だとか、いろんなことも出てまいります。酪農ヘルパーの確保についてだとか、さまざまな問題を抱えて、その中にこういう古い建物の取り扱いの問題も出てまいりますので、私が組合長と何かをしたということではなくて、きちんとしたオープンな会議の中で議題として刷り物にしてきちんと出して議論しているということで、そこら辺はしっかりご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、平成 28 年 10 月 27 日に農協から、それからさらに 12 月 8 日には、北見信用金庫から複合庁舎に入舎したいという旨の要望書が提出されたところであります。これはそれぞれ内容につきましてはコピーをそれぞれ皆さんにお配りしていますので、

よくご存知かと思えます。これは、それぞれの会社の思いによりまして、正式に書面をもって要請されたものでありまして、農協はまちづくり懇談会前に出されています。それから北見信用金庫は懇談会後に提出されたところですが、これは、いずれもそれぞれの法人としての自主的な意思表示でありまして、このことについての良し悪しという問題ではないというふうに考えているところです。こういう動きは確かにありましたけれども、町民に今の時点で考えていることというのを想定イメージということでスライドを使いながらつくってお話をさせていただきました。それは、このような形でやっていきますということでスタートする前に全員協議会で議員の皆さんにもその内容をお見せして、そして意見を伺って、もし変えるところがあるのであれば変えてもというお話もさせていただいたと思えますけれども、そのままということで、その反応をまず見るべきでないかという白馬議員さんのご意見等々もあったのを記憶しております。そういう中で進めてきた経過がありますので、この書面で出したことがどうこうという問題ではないのではないかなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 私が申し上げているのは、まちづくり懇談会をやって、その結果報告も出されていないと。そうした中で、前後こういう形で正式になぜ出るのかと。今の答弁ですと勝手に出されたというような言い方なのですから、やはり両企業ともそれなりの企業でありますから、まちづくり懇談会の結果報告が出されて、町の方針が出されてからやはりこういうものが出されるべきでないか。ということは、解して言えば、町のほうから出してほしいと言ったのかどうか分かりませんが、やはりもし出したいという話があっても、これはちょっと待ってくださいと、まだ方針も出ていない町民の意向もまとめ切っていないと、そういうふうに対応するのが町の行政のやり方ではないかなと思えますが、再度この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは考え方だと思います。方針が出る前にということで、方針はこれからきちっとした計画はこれからつくっていくわけですが、その動きがある中で、二つの法人がぜひその中に自分たちも組み入れられないかどうかとい



うことを理由をつけて書面で要請をしてきたという内容ですから、それを今度その要請どおり受け入れられるものなのかどうなのかというのは、それはこれからの計画づくりの中で判断していくような形になると思いますので、要請書を出すこと自体にとやかくということにはならないと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 通常私もそうなのですが、町民の皆さんはこの経過を見ると疑問に思うのは当然だというように私は思います。これは正しいという考え方ではないのではないかなと思います。なぜかという、今回こういう中間報告の構想が出されたのですけれども、経過踏まえていろいろ書いてあります。この住民が中に入らないで構想をつくり上げていると。中間報告ですから、今後どうふうにされるのかわかりませんが、やはりそういう町の、町民の声を聞きながら町としての方針を出されるのが筋ではないかと、そういうふうに思います。また、議会にも議論は何らされていないと。まちづくり懇談会の前のスライドを見せていただいたときには、ただ報告みたいな形で議論する場でなかったというふうに私は記憶しております。今日は、議論する場でないという、こういうふうにはまちづくり懇談会を進めたいという話だけで今日まできているわけです。それで、こういう構想が出されたら、こういう経過があると。やはり、これはやり方、進め方について疑問に思うし、町民の方たちも不信に思うと考えられます。町長は、そういうことが正しいというのであればそれでよろしいのですけれども、また後でそのことについてまた進め方でお話をさせていただきたいと思います。

次に、複合施設、公の施設の複合施設であれば自治法に則って建設されるのは、これは適法になるかと思えます。そこで、民間の経済団体が複合施設に入ることということで、この今回の基本構想の中に役場の検討委員会、昨年4月につくられたようなのですけれども、その中で、この民間の企業が入ることについてどれだけ議論されたのかお伺いしたいと思います。

それから、まちづくり懇談会含めて、この今回示された中間報告の基本構想を策定するとか否かとか、何ら町のほうから説明がなかったということも含めて地方自治法上、この行政財産の中に民間の企業の施設が入ることが地方自治法の238条の4、ま

た施行令にもありますけれども、いわゆる貸し付け、交換、売り払い、云々という条例になっておりますけれども、そのあたりの整合性がとれるのかどうか十分調べているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今地方自治法の関係だけの質問ということでとらえさせていただきます。地方自治法との整合性につきましては、法第 238 条の 4「行政財産の管理及び処分」があります。これと地方自治法施行令第 169 条の 3に「行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合」というのがございます。これによりまして可能であるというふうに考えているところであります。この条文につきましては、平成 18 年の地方自治法の一部改正によりまして行政財産である土地の貸し付け等に関する既成緩和が行われたという状況でありますので、これに基づいて行っているものであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] 地方自治法で「行政財産の管理及び処分」という条項がありますけれども、この中に第 4 項で、いわゆる行政財産を建設含めてやられる場合に、床面積とか敷地面積に余裕がある場合は、これ今町長が言った部分について採用することはできるのですけれども、今町の考え方が今の役場の庁舎のどちらかになるかわかりませんが、町として建設予定している敷地が非常に狭いと。かつ、基本構想の中でもどれだけの面積が必要なのか、床面積が必要なのか含めて何ら検討されていない中で、農協が入ることは施行令では入って貸し付けると、そういう今答弁いただきましたけれども、これあたりきちっと調べた上で進めるべきでないかなと思いますけれども、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 面積的な部分でいきましたら、この建てる所のスペースと、それからあとは例えばもう少し隣地を買収していくのかだとかということもさまざまなことが検討されることになるかというふうに思いますけれども、今ある町有地の中で建てる場合、これが可能かどうかというようなことは当然出てきますし、横に広が

らなければ縦に伸ばしていただくとかという方法も当然出てくるわけであります。

そういう中で、これは18年に法改正がされたというのは、合併がどんどん進んできて、何々町の庁舎がどこかに統合されていただくとか、支所が変わっていただくとか、そういうようなことがどんどん進んでいって、その有効利用ということも含めて議論されてきて、そこに民間事業者が入るということが今まではなかなか難しかったわけなのですけれども、そういうところに商業の床というのですか、商業所を増やしていただくとか、そういう活用も考えられるということで法改正が公布されてきたわけですが、そういう中で今公共の施設と商業施設が一緒になっている所もありますし、それからスライドでもお見せしたとおり高知県の梶原町のように役場のほかに農協、それから商工会、それから高知銀行、そういった所も一緒になって一つの建物を形成しているという所もありますし、道内でも信用金庫と役場が一緒になって今建築を進める所もあります。あるいは郵便局と一緒に建築を進めるというような所もあります。そうした所は既にもうあちこちで出ている状況の中で、それは、この法律を基にして進められているというふうに見ておりますので、これから実際に進める上で、とはいえ何かやはりいろんな問題ありませんでしたかというようなことを含めて視察の費用も新年度予算で組んでおりますので、調査をしながらいいものをつくっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この関係については十分調べて、なぜかというところから財源について話ししますけれども、これを一步間違うと今新しく制度化された国の起債制度の交付税措置の新しいものについて、そぐわない恐れが出てくるので私は申し上げているのです。重大な問題になるのではないかということです。

次に、質問したいと思います。昨年12月21日開催の「複合庁舎の建設に向けて」の全員協議会での今後の進め方、ここにちょっと質問したいと思います。この中で基本構想をいついつまでにつくるとか、検討委員会の回数含めて具体的に示されていないと。今回3月2日にこういう中間報告の案ということで示された。やはり、ここまでやってここにきているのだと、そういう計画含めて、こういう問題については議会含めて報告または意見を求めるべきでないかなと思いますが、この点についてお

伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 昨年の12月21日に開催しました第6回議会全員協議会におきまして、基本構想案が一切示されず、今回両委員会で急に示されたとのことご質問でございます。庁舎内に基本構想を策定する検討委員会を設置する考えにつきましては、ちょうど1年前の3月議会で白馬議員より質問がありまして、お答えしたところでありまして、その後、副町長を委員長に課長職をもって「役場庁舎建設構想検討委員会」を設置いたしまして、これまで調査検討を進めてきたところであります。

庁舎建設につきましては、多様な課題を内包していますことから、「役場庁舎に求められる機能と具備すべき事項」について絞り込みまして検討を行ってきたところであります。この経過と中間報告につきましては、昨年10月28日に開催の第5回議会全員協議会におきまして佐藤議員からのご質問に対し総務課長から報告をしております。その後まとまったものを先に両委員会において報告したものでありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今お答えいただいたことについては、そのとおりだと思います。昨年の10月28日、これはまちづくり懇談会前のいわゆるこういうふうになりますという全員協議会の中身であったわけですが、先ほども申し上げたとおり、そのときは協議ではなく、こういうふうにやりたいという話で開かれた会議だと、そういうふうには私は認識しております。ただ、そのときに総務課長が進めているという報告があったのは確かです。やはり、具体的に進め方をこういうふうに、こういうふうにやると、年明けの3月には中間報告をきちっとした形で出したいという協議でも何かあればいいのですけれども、何もなしでいきなり3月に出されてきたと。これをもとに次の基本計画をつくりたいというように示されておりますけれども、解して言えば我々議会軽視であり、町民も軽視しているのではないかと、そういうふうには受け取れるのですけれども、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 昨年の12月に10月にまちづくり懇談会前に議員の皆さんに

町民の皆さんに説明する内容をお伝えしました。そのときにご意見を何か、直すところ、あるいはもっとうちしたほうがいいのかというようなことがあればおっしゃっていただければというふうに出したわけですが、議員もご記憶かと思えますけれども、そこで理事者側に対するご質問された議員さんもおりますけれども、やはりそこで白馬議員さんのほうから、これは町民がこれを見てどう思うのかとか、どう反応するのかというのを聞くということで、ここは議論する場ではないのではないかと、それをまず聞いてからの話ではないかという話になったというふうに思います。そういうことで認識をして町民懇談会に臨んだという経過であります。

その後のことについては、そのまちづくり懇談会からさまざまな意見が出ておりましたので、それをもとにして組み立てをしていこうということで、12月12日のときに皆さんにお話をして、それから予算を組んで、そしてこういう方法で進んでいきたいのですけれども、決まっていない部分はもちろんあるのですけれども、例えばコンサルの選び方等々、こういう形で進めていこうということでご提案をしておりますので、順序は踏んでいるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] まちづくり懇談会やられて、17会場で百七十何人の参加だと。これは町長が町の町民の意見を聞きたいということで開催されているのですけれども、やはり自治会全体にこの話の結果だとか、今後の方針についてまた今これまで進めて、ここまで進んでいるとか、そういう自治会の代表を集めて、この重要な問題ですから、話すべきでないかと思うのですが、やられたのかどうかわかりませんが、そういうことも踏まえてやるのが筋ではないかと思えますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の部分、自治会のほうでは災害の問題でもいろいろありましたので、その説明等々、それから要望等々受けた…、1月20日のようですが、そのときに町のほうからも懇談会の内容等々をお話をさせていただきたいというふうなことで担当課長が出席させていただいています。ただ、内部で議論するから説明だけでいいよということで、戻ったというふうに聞いているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 次にお伺いをしたいと思います。今年の町の広報の町長の念頭のあいさつに、こう書かれてあります。庁舎問題ですけれども、「役場庁舎と津別町農協事務所、これに健康福祉センターを合築させた複合庁舎の建設を進めたいと考えています」というふうに念頭のあいさつに書かれております。この念頭のあいさつというのは、町長が29年、まちづくりについて考えを述べるものなのですが、その中で、先ほどから議論をしておりますけれども、町民や議会を含めて、この議論形成のない中、なぜ二番目に津別町農協事務所と入るのか、すぐ見て、これは何かというふうに非常に疑問に思ったのですけれども、この書いた真意についてお伺いしたいのと、このとき既に北見信金からも同じ文書がきているのです。そこらあたりはどうなのか。それを含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今年の広報1月号の念頭あいさつの件についてですけれども、市街地の住宅整備がこの3月で一段落しますことから、コンパクトなまちづくりの第二弾として複合庁舎の建設を進めたいと考えていることをお伝えしたものでありまして、議員がおっしゃるような町民の皆さんや議会を軽視しているものではございません。

念頭あいさつには、次のようにも書いたところです。読みますと、「懇談会では、さまざまな意見がありました。高齢者の方はサロン活動の充実を期待して健康福祉センターの早期建設を望む声が多く、反面、内容をさらに検討し建設計画にもう少し時間をかけるべきとの意見もあったところです。最短で二年後の建設着手を考えていますと伝えたところですが、さらに具体的に検討すべき課題があると判断し、まずは新年度予算に建設計画づくりの費用を計上したいと考えています。計画をよく練り、よく話し合い、そして納得のいくものを建設していきたいと思います。」としていますので、ご主旨を理解いただきたいというふうに思うところです。

先ほども言いました北見信金の部分については、要望書を出されましたけれども、佐藤議員さんのところでもお話ししましたとおり面積のこと等々と、それと何でも入れていくと町並みがなくなってしまうのではないかという、まちづくり懇談会の中で

も相当の方たちからいろいろ出てきました。ですから、いろんなものを一遍に何でも複合してしまうということは構成上どうなのだろうね、という意見も出されていまして、これには、この時点では加えておりません。ただ、要望は出されていますので、計画の中では可能かどうかも含めて当然検討していくことになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 00分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 1月広報の年頭のあいさつにつきまして、午前中、町長から答弁をいただいたのですけれども、私が言いたいのは、町長の新年度の年頭のあいさつ、いわゆる役場庁舎と昭和38年に建設した津別農協事務所、これに津別町では未設置の健康センターを合築させた複合庁舎の建設を進めたいと書いてあります。これはなぜ私は言ったのかと、この二番目に津別農協事務所が強調されて入って、これに付け加えて健康センターを考えるとというふうに、通常の人でいったら感じるのではないかと。やはり、まだ先ほどから何回も午前中申し上げているのですけれども、まだ方針とかきちっと決まってない中で、なぜこの年頭のあいさつに具体的にこういうふうを示されるのか、そこらあたりの先ほどの午前中のお答えでは明確にわからないなど。やはりなぜか、既成事実をまたここで述べていると、そういうふうに感じてならないのであります。

再度、町長はこれで10年、町長になって実績も踏まれてやられているのですけれども、慎重にこういう問題については町としては重要な問題なので、こういうふうに公に出される場合は、十分検討を踏まえて慎重に答えるなり、述べるなりしていただき

たいと思いますが、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 年頭あいさつの関係でありますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、10年がちょうど過ぎました。ということは3期目の中間を今回ったところでありまして、3期目のときの公約というのがあります。それは見ていただくとおわかりのとおり、役場庁舎と健康福祉センターを合築した複合施設というふうに書いています。そこに農協の表現はございません。しかしその間、いろいろ農協も困っていることは先ほどから何度も述べたとおりであります。そういうことを含めてはどうかということで、これ、そのとき言っただけではなくて、これまでの委員会だとか、それから全員協議会、それから議会の質問等々もございまして、それは頭の中にありますということでお話を進めていたと思います。そういうことでの表現ですけれども、しかし今言ったのは前段の話でありまして、今議員がおっしゃった部分は。その後のどういうふうに書いているかというのは、その後に、またしかしながらこういう形で懇談会ではさまざまな意見があったということで、そういうことを踏まえて新年度予算で計画づくりを進めていこうとしていますということですので、それでいけないのかどうなのかということ、過去のところのそういうやりとりのところずっと議論をしていくのかどうかというところが、ちょっと自分には納得がいかない部分が逆にありますけれども、いずれにしても、お互いに困っているところがございまして、協力し合えるところは、してしかるべきではないのかなというふうに思っています。ただ、進め方としては今言いましたような形で進めていきたい、今後については。そういう考えです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 町長の考えはわかりましたけれども、やはり多くの皆さんが疑問に思うことだというふうにお伝えしておきます。

それで、この複合施設に津別農協の事務所が入るメリットというのが具体的に示されていないと。先ほど佐藤議員の答弁の中に、まちづくりの観点のことについて触れておりましたけれども、公の施設の中に入るメリットというのは具体的に町民の皆さん含めて議会のほうにもきちっと説明されていないと。これは重要な問題だと思います。



なぜ合築させるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは懇談会でもお話をしてきたところでありますけれども、合築することによって、共用部分が増えてまいりますので、その部分について一緒になることによって経費の節減だとか、そういうことは当然考えるだろうということですね。給湯システムだとか暖房の関係だとか別々につくるというわけではありませぬので、そういう共同でやることによって当然必要でない、あるいは料金をいただいでいくというようなことで共用部分のメリットがあるだろうというふうに思いますし、それ以上に一緒になることによって何回も申し上げておりますけれども、今の農協の跡地、ここも次の段階として大きな大事な場所になっていくということが、やっぱりそこをある種表現がいいかどうかわかりませぬけれども、立ち退くことによって別な方がそこを使用することができるということも大きなメリットの一つではないのかなというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] やはりまだ今の答弁ではメリットについて明確ではないなというふうに思います。なぜかと言うと、多分いろいろお答えの中で農協の建設費負担はないのかなと。貸し付けるような形で今いろいろ答弁を聞いておりますが、この建設費の負担というのは、基本的に農協が出すのか出さないのか、町が建設費を負担して貸し付けとのか、そういう使用をさせるのかどうか、その基本的な考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これまでの既に合築をしているところがそれぞれあります。市もありますし、小さな村の場合もありますしさまざまですけれども、そこをすべてを承知しているわけではありませぬけれども、その庁舎研究を少なくともやった上においては、いずれも使用料ということでとっています。これは固定資産税をベースにして、何分の何というような形で、ほとんどの方がそういう財産条例をつくって徴収をしているということですので、それに倣った方法で使用料をとっていくという形になると思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] ということは、農協さんは一銭も出さないという考え方でいいですか。いわゆる町がつくって、使用料をもらって貸し付けると、そういう考え方で間違いはないですね。それじゃあ、あとでどういうことになるかわかりませんが、そういう町長の考えであるということはわかりました。

それで、先ほども答弁の中で農協の今の3階建ての事務所の跡地について触れておりますけれども、もうあそこ町が買って云々という話まで水面下でやられているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 一般的な話を今させていただきました。ほかではそういうような形で、それは固定資産税の評価額を使って何分の何ということをやっているということですので、それは多分長い間、1回に払ってもらわないで、ずっと払ってもらうような形になります。ですから、それによって建設費用は、いずれ何年かの時点でカバーされてくるのだらうというふうに、それ以降はお互いにまた使っているので、使用料としてもずっと入ってくるという形になっていくと思います。

それから、跡地利用については、これはまちなか再生の中で、もっと何をしたらいいのか、いろいろ話が出ています。できるだけスーパーマーケットをつくってほしいとか、それから、議員も参加されたかどうかわかりませんが、2月のまちづくりシンポジウム、その中でふらのマルシェの方も来られてお話を聞いたかと思えますけれども、そういったものを含めて、その一帯を農協だけではなくて、社会福祉協議会が移ってくるとなると、今の社会福祉協議会も必要なくなりますので、あの辺の一帯結構なまた敷地が出てきます。そうすると富良野のようなマルシェ的なもの、それはスーパーだけではなくて、農家の方たちの直売所も含めたことということも考えられていくのか、あるいは町民の方たちが何かを起業して、そこに入っていくかというようなことも含めて、それはこれからいろいろ出てくるのだらうというふう思います。そういうやっぱり一番大事なものは、複合庁舎をつくっても、その後々のことがありますので、そして複合庁舎もこの先50年、60年と使っていく建物ですので、今税金を払っていない人たちもどういうふうに意見を聞いていくか、その人たちが今度

中核的に使うような形になっていきますので、そういうところの意見も吸い上げるような形にしていくべきではないかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 町長の考えはわかりました。

次に、この建設に係るいわゆる津別町の第5次総合計画、恐らく何回か質問したこともあるのですが、この総合計画の中にきちっとした形でこの計画、いわゆる建設計画について入っていないと。総合計画は、基本構想と実行計画と新しいつくり方で策定されておりますけれども、やはり住民の皆さんの総意のもとにつくられた総合計画であるので、中にはそれらしいことが書いてあるのですけれども、やはりきちっと見直しながら住民の皆さんの理解を得ながら進めるべきでないかなと、そういうふうに思いますけれども、それについて考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 総合計画上の位置付けの問題です。この第5次総合計画に役場庁舎の建設計画が示されていないため、見直しが必要との件でございます。先の「津別町役場庁舎建設基本構想（案）」には、次のように記載しているところであります。

要約して申し上げますと、「平成 22 年 4 月にスタートした第5次津別町総合計画に役場庁舎を建設する記述はないが、当時の厳しい財政状況から、町民生活に密接する事業を優先すべきと考え、健康福祉センターのみを盛り込んだこと」「その後、翌年、3月11日に発生した東日本大震災により、耐震が社会の大きなテーマとなり、早期の対応が求められることになったこと」と書きまして、さらに続く記述におきまして、「総合計画には、行政の役割は、セーフティーネットや基盤整備などの範囲を明確にし、この基本構想の実現に向け、主役である住民の皆さんが地域づくりを実践しやすい環境を整えること」それから「その中枢基地となるのが役場庁舎であり、日常時や災害時においても行政が果たすべき役割を十分発揮する役場庁舎の建設を目指す」としており、この考え方を基本に庁舎建設の検討を今進めているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 答弁はわかります。ですけれども、このことについて

て、しかるべきやはり住民の方にきちっとこういう経過でこういうふうに進めたいということを理解を得て進めるべきでないかということです。ぜひ、こういうことは、簡単に済まさないでやっていただきたいなと思います。

時間がありませんので次に進みたいと思います。林業研修会館と議事堂の関係につきましては、行政報告で報告がありましたので、これを飛ばしまして、最後に、今後の今回の基本構想含めて町民の信頼を得ながら進めていってほしいと。そういうことは、町長も昨年の1年前の一般質問で私も質問しておりますが、信頼を得ながら進めていきたいと、そういうように申し上げているところですが、この基本構想、中間報告ですけれども、まだ策定の途中だということで、その後、基本計画をつくりたいということで述べておりますので、この中間報告では、この基本構想というのはまだ段階的に言えば始まった段階の考え方しかないのではないかと。やはり基本構想できちっと町民が納得できる計画をつくって必要な面積だとか、財源のことだとか、いろいろなものをこの基本構想の中にきちっとうたって理解を得ながら次の段階に進めていただきたいなと思いますが、今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど一つ、ここの耐震の前にお話しした件ですけれども、一つ付け加えさせていただきますと、平成26年の12月の二つの委員会にご報告している内容があります。それは、第5次津別町総合計画の半分を折り返すところの後期計画のづくりです。その部分について、これは総合計画ができ上がったときに、まちづくりセンター運営協議会、これを設置いたしまして、そしてそこが総合計画のチェックをしていく機関だというふうな位置づけでスタートしたわけですけれども、後期計画をつくる上で、中間地点の平成26年10月10日に協議会の委員の皆さんと役場の担当課で議論をしてどう向かうかということでしています。そこで確認されたことは、総合計画は基本計画、基本構想、実施計画で構成されています。基本計画、基本構想は、10年計画の中で議会の議決を得て決められているので、今回見直すことは考えていませんと。見直そうとしているのは、躯体の事業の部分ですので、当初のように皆さんの意見を聞いて、その部分、つまり基本計画、基本構想まで見直すという考えではありませんということで、これはそのまま承認されています。それを基にしてこれ

は議事録も含めて皆さんにお配りしております。そのあと、27年度から31年度の中期財政計画の中に、いろんな事業をその後考えられる部分を載せていきまして、その中に庁舎建設を含めています。それは、庁舎建設の部分については、今の面積、執務している部分の面積を想定して、そのときの単価で大雑把でいくと13億程度でしょうということで皆さんにご報告していることをもう一度見ていただければというふうに思います。

それから、今町民の信頼を得てこの計画づくりなのですが、これは最後の③の質問になっているのでしょうか。

その前にありました財源だとか、その部分はよろしいですか。

(「はい、時間がないので」と言う声あり)

○町長(佐藤多一君) はい。わかりました。

それでは、最後の部分ですけれども、先の佐藤議員からのご質問にもお答えしましたとおり、まちなか再生協議会の委員の皆さんをはじめまして、多種多様な団体との意見交換を行い、その結果をもってまとめた基本構想(案)につきましては、住民説明会を実施しまして12月末までには基本計画をまとめていきたいと考えているところです。今回はバーチャルリアリティーという理解しやすい手法も取り入れて行う予定をしておりますので、わかりやすい説明ができるものと考えているところであります。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 終了します。時間です。時間オーバーですので終了します。

○議長(鹿中順一君) 次に、3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました2点について質問させていただきたいと思っております。

まず、最初に林業大学校の誘致の関係についてお伺いをいたします。29年の今年の3月2日の第1回道議会定例会で、北海道知事が林業の担い手不足の対策として林業の専門的な知識や技術を有する人材育成に取り組むこととし、林業大学校など人材育成機関の設立に向けて早急に検討を進めると答弁し、北海道で初めての設立表明を行ったと3月3日の北海道新聞で報じられております。このような中で、とりわけ、この津別町においては、面積の86%が森林で、そのうち38%以上の天然林を有しており、

また木質バイオマス整備も行われております。津別町のこうした地域資源は、林業を学ぶ場、人材育成の場として北海道が林業大学校を設立するのであれば、ぜひ愛林のまちを宣言している津別町は誘致に最適であると考えられますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（鹿中順一君） 村田議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 林業大学校の誘致に関しましてお答えしたいと思います。津別町は農業と林業が基幹産業の町であり、近年、農業後継者は増加傾向にあり、遊休農地のない状況ですが、林業の担い手は高齢化により減少し、担い手の就業・育成は重要な課題であると認識しているところです。

全国的には、担い手を育成する教育・研修機関としまして、既に14府県に林業大学校が設置され、平成29年度はさらに3県で設置される予定で、卒業生の9割が即戦力と評価の高い大学校もあると聞いているところです。

北海道にも林業の担い手を育成する教育・研修機関があつてしかるべきと、2年ほど前に林政担当職員から私に提案がありまして、たびたび道庁等の関係部署と情報交換を行ってきたところではありますが、道の担当者からは、財政難がネックであるとの話を受けていたところでもあります。

今回の第1回北海道議会定例会におきまして、知事はこの件に関し、4人の道議会議員の質問を受け、「林業大学校は即戦力となる担い手の育成や、企業の経営力強化を図る上で、重要な役割を果たしうる、道としても、林業大学校などの設立に向けて早急に検討すると表明したところです。この答弁から、林業の担い手の育成と確保に一步前進した印象を受けたところでもあります。

こうした中、町として林業大学校の誘致を考えるべきではないかというご質問でございますけれども、津別町は面積の86%が森林であり、林業・林産業関連の事業者が21社活動しています。また、近年は、木質バイオマス事業、低炭素社会の実現に向けた取り組みなど、林業を成長産業とする風土が整いつつあり、林業の担い手を育成する教育環境は、道内一揃っている町と自負しているところでもあります。

道内には、既に期成会を立ち上げて設立の機運を高めているところや、バイオマス

産業都市構想に林業大学校の設置をうたっている市や町もあると聞いています。津別町としましても、北海道が扉を開けたことを好ましく受け止め、「愛林のまち つべつ」に林業大学校が誘致できるよう、早急に町内の関係する事業所・団体に呼びかけを行う準備を進めているところです。

議員各位におかれましても、協力にご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます次第です。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ありがとうございます。とりわけ、今町長のほうから前向きに取り組んでいく姿勢が明らかになったのではないかというふうに私も感じておりますから、これ以上質問をするということはないわけではありますが、とりわけ、森林づくりを担う林業の担い手不足が深刻化していることから、伐採や植林、下刈りなどの森林整備を担う人材の育成、拡幅に向けた就業のための基礎的資格や専門資格の習得の場として、全国で林業大学校が設立されておりますが、北海道では初めての取り組みでもありますが、ぜひ自然豊かなこの津別町への誘致の実現に向けて、働きかけを強く求めていきたいというふうに思っているところでありますが、もう一度考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まさしく議員がおっしゃるとおり、町にとって非常にこれからの地域づくりを考える上でも大きな要素になってくるというふうに考えています。津別高校の問題もありますけれども、そこを卒業して、さらに進む学校がここにもう一つあるということは非常に子どもたちにとっても選択肢が広がっていいことだというふうに思いますし、そもそも全国一森林の多い都道府県の中で、森林大学校がないというのは、非常に奇妙な感じもしているところであります。ただ、先ほども申しましたとおり4人の道議会議員の皆さんが知事に質問されています。お一人は自民党の釧路町出身の方ですし、それから、民進党の砂川市出身の空知出身の方、それから結の会の伊達市出身の方が発言されていますし、そして公明党の苫小牧市の道議会議員の方がそれぞれ林業大学校を設立すべきだというふうに要望しているところです。考

え方を述べられています。その答弁の代表質問の内容につきまして、既にネット等では見られるようになっていくというふうに思いますけれども、そこを見ていくと、やはり結構皆さん動き進んできているなというのが伺い知ることができます。例えば、公明党の安藤議員さんのお話の中には、「空知管内の自治体などから道立林業大学校を設立の要望書が寄せられているところでもあります。我が党は去る1月27日の知事への重要要望の際に、特に最重点要望項目として道立林業大学校の設立を要望してきたところでもあります」ということで、こういったところでも既に動きがありますし、先ほどのバイオマスの産業都市構想、こういったところが下川町さんも手を挙げております。また、以前には道庁にたびたび行って状況を聞いたりしておりますけれども、紋別市や何かも昔は道都大学がありましたので、その学校の跡地を活用したりとか、あるいは滝上町さんも廃校になった校舎を利用できないかというようなことが個別に行っている部分。それから正式な要望として出されている部分、いろいろ耳にしておりますので、町としましても津別は決して劣る町ではありませんし、自慢できる町でありますので、しっかり皆さんと歩調を合わせながら、議員の皆さんのご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ありがとうございます。今言われたように町長のほうからも話があったように、私もそれぞれ道議会の一般質問の内容について入手をし、目を通したところでもあります。それぞれ質問されている方々からすれば、ぜひ自分の地域というのがやっぱり強いのかなという感じも私なりに受けているところがあります。確かに、そういうことからすれば、今津別町が手を挙げて実現するかどうかは保障はできませんけれども、ぜひ実現に向けてこのあとの働きかけを進めていただきたいと、まずお願いをしていきたいと思っております。

この津別町の林業大学校が実現可能となれば、当然今町長も言ったように若者の定住や、あるいは経済的などを含め、さまざまな面で効果を生むものと私は信じております。ぜひ、誘致の実現に向けた準備も含め再度進めていただくよう強く要請をお願いしたいところであります。



私個人も、この誘致問題については、本当に実現に向けて強く思っていますし、当然議員さん方も同じ気持ちではないかというふうに私も感じております。そういった意味からもこのあと最大限の支援、協力をすることを申し添え、この点についての質問を終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目のほうに入ってきたと思ひます。本岐寿の家の改修についてあります。今年度の予算の中で、外壁の一部改修が計画されております。計画内容からすれば、本岐の寿の家と活汲の寿の家の二カ所の外壁工事で約190万ですか、200万足らずの予算を組んでおりますが、私は、確かに外壁工事というのも必要であります。特に、玄関の入り口、これは50センチからちょっと以上高さがあって、地盤が低いものですから道路が低いものですから、入り口まで階段を何カ所か上がらないとならない。あるいは、まず玄関の関係からいきます、非常に歩行に支障を来している。こういったことから玄関の部分をやはりきちっと改修したり、全体的には内部の改修もありますけれども、それはまた後で追って話をさせていただきますが、そういったことも含めてお願ひをしたいと考えておりますので、まずその関係についてだけお聞きをしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、本岐の寿の家の改修についてお答えしたいと思ひます。この施設は昭和48年に「本岐特別母と子の家」として建築されまして、翌昭和49年度から地域のへき地保育所のうち一部を、老人クラブの施設として活用されてきました。その後、同保育所は平成27年度をもって認定こども園に統合されましたことから、翌平成28年度より老人クラブ専用施設として活用が図られ、現在正会員27名、準会員を含め29名で、月1度の例会を開き、親睦交流活動などを行っているところであります。

施設は築44年になり老朽化が進んでいますので、新年度において外壁工事を予定し、これに合わせ窓枠もサッシに改修することとしていますが、ご質問の内部改修についてお答えしたいと思ひます。

まず、一つ目の入り口の改修についてであります。これは段差の改修であると思

いますが、道路から高さ約 50 センチほどの緩やかな傾斜がありまして、延長は約 4 メートルで 2 段ほどの階段があります。ここに約 1 メートルの長さの手すりが備えられていますが、冬季間は日陰になり、階段部分が凍結する状況になっています。このため、今後、この入り口を改修すべきか、または旧保育所側の入り口に集約すべきか、クラブの意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] 今、玄関の改修の関係についてお話がございました。今話があったように、やはり段差があることによって、それともう一つは、北側に設置されているということもあって、なかなか日が当たらないものですから、特に冬季間、凍結が非常に厳しいということで、歩行に非常に困難をしているというのが実態であります。仮にそこにスロープを付けたとしても、冬季間今言ったように日が当たらないということからすれば、やはり凍結的ないろんな心配がされるという、こういう状況も出てきておりますが、いずれにしてもこの玄関の部分については、現状の中で改修するのか、また一番いいのはグラウンド側、南向きのグラウンド側、あちらのほうに元の保育所の入り口がございますが、そこにするのか、別の場所にするのか別としても、やはり玄関を一本化にすることも必要ではないのかなというふうに実は感じているところであります。

なぜ、このことを言うかということ、やっぱり出入口がグラウンド側にあることによって、それぞれ現地を覚えている方はわかると思いますが、例えば、玄関の前になるとグラウンドやそれから昔ゲートボールをやっていた時代のゲートボール場もあります。とりわけ老人クラブとか、例えば内部的にも全部改修されればそこでいきいき活動もできるなというふうのうちらもちよっと、いろいろ地域の人たちとも話をしていのですが、そうなれば室内での活動ではなくて、ときには野外でもやっぱりいろんな活動ができるよねという、こういうこともあるものですから、そういった部分で現状の玄関を今のままで改修するのがいいのか、例えば向きを変えて改修するのか、そのところはこれから話し合いの中でやっていただけるということでもありますけれども、一応、要望としては、向きを変えてほしい、南側につけてほしいというのが強い意見だということでもありますので、その辺についてちょっともう一回お聞かせ願

たいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 中については、私も実は本岐の老人クラブに呼ばれて、最近の町のことをちょっと聞かせてくれないかというようなことで呼ばれて話をして、そして昼にかけて開催されて、そこでお昼ごはんをごちそうになってくるというようなこともあるわけなのですけれども、そういうことで、中の様子というのはよく承知しております。そういった中で今議員がおっしゃったとおり、入り口はどっちが表かというのはありますけれども、表と裏と両方、南と北と言ったほうがいいのですか、ありまして、これ今一つになった上で、果たして二ついるのだろうか。次の二つ目の台所の関係とも関連してきますけれども、一つにする方向もいいのではないかなというふうに思っています。今度入るときにまた駐車場の問題等々出てくるかというふうに思いますけれども、今度、今年予算の中で本岐の公営住宅、すぐそばに設置している2棟を壊すことになっています。相当大きなスペースがあそこに生まれてくることになりまして、そんなことも含めまして、環境を少し整備していく必要があるかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 玄関の関係については、この後またそれぞれ関係機関と協議をしながら、どの方向がいいのか進めていただければなというふうに感じております。

次に、二つ目の台所の関係であります。これもご承知のように現状を話しすれば、例えば台所のことを言いますと2坪しかないのです、台所そのものが。例えば、その台所に、例会の時の物をつくったりすると、洗いものができない状況なのです。要するに2人、3人が台所に向かって立つことができないのが台所の現状なのです。そういった状況の中で、今までもそういう苦慮しながら仮にやっているのですが、また、つくった物を置くのにテーブルが必要なものですから、長テーブルは置いているのです。そして、またストーブがあちについても、壁のストーブではないものですから、壁から離れたポットのなストーブが設置されています。そういったことから、より狭

くなり、料理をしても体がお互いに触れ合わないといけないというのが現状なのです。そういう窮屈な中での作業ということも現実に行われている状況であります。こうした状況の中で、この台所についてもやはり改修すべきでないかということによって言われていますので、この辺についてもお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二つ目の台所の拡大ということでもありますけれども、議員がおっしゃるとおり厨房は2坪ほどの面積にガスコンロと食器棚が置かれておまして、例会時の昼食の調理に手狭だという意見もありますので、先ほどの入り口部分の集約によりまして、厨房の拡張が可能かどうか、こういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ぜひ、そういったところも含めて検討していただければなと思います。

それでは、3点目になりますが、床に少し沈みがあることであります。これは、保育所の体育館、元の体育館です。そこに通じる保育所側から来た所に一部ちょっと大きな沈みではないのですけれども、少し沈みを感じるというのが実態なのです。そういったところもやっぱりきちっと整備をしていかなければならないのかなということでは実は質問するわけですが、ただ、私がなぜそこまで言うのかというと、今本岐の寿の家は、老人クラブだけじゃなくて、「ものそとふおーらむ」という地域の活動家の人たちもここを利用しています。確かに1年間の状況から見れば、大体3回から4回くらい利用しているのが実態なのです。そこに1回の開催をやれば、かなり多くの人が集まって来る。そして、その人たちが、外でやったり、中でやったり、例えば冬季間だったら全部中で集約して活動されています。そういったことからして、やはりそういう活動をしている最中に、場合によっては床が落ちたり何かしたときには大変な状況になるものですから、そういったことでそういったところも含めて改修が必要なのかなということでは実はお話をさせていただいています。

例えば言われているのが、「ものそとふおーらむ」、このメンバーが大体6月ぐらいからと言われているのですが、学童保育、毎週土曜日、週1回の学童保育を民間です

けれどもやりたいという、こういう話も実はされております。そういったことからすれば、やはり寿の家、今後地域の中でこういったいろんな活動が展開されるのに、一つの重要な開催の場、そういったことも含めてありますから、そういったことからすれば、今言った内部の改修というのも必要なのかなど。

内部の改修の関係からすれば、当然今先ほど言った玄関とか台所もありますけれども、さらにトイレの関係も出てくるのではないかと考えています。今、保育所側のほうにトイレがあるのが、大人用のトイレが1カ所なのです。あと、本当に幼児、保育所、学校前の小さなお子さんがするトイレが何個かあるだけなのです。ですから、当然、このように「ものそとふおーらむ」とか、こうした人たちが行事をやるときには、必ず老人クラブのトイレを活用しています。だけど老人クラブのトイレも皆さんもご承知のように男女兼用なのです。お年寄りだけじゃなくて若い人も使うものですから、若い女性が入っていくと男性がなかなか入りづらい、男性が入っていると女性が入りづらいというのは、これはありますよね、一般的に。だからトイレそのものが区別されてなくて、一カ所の中に男子トイレと女性トイレが一つの入り口で全部やられているという状況ですから、そういったことも考えると、やはり今後の利活用含めてあるとすれば、この本岐の寿の家、先ほど言った玄関もそうですが、台所もそうですが、総体的にやはり改修できるような方向で検討していただければと思うので、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 三つ目の元保育所の体育館入り口の床の沈みについてのご質問でございます。現状では、特に歩行に支障がある状況ではないと思っておりますけれども、歩行時に壁際の床に若干の沈みがあると聞いておりますので、現地を再度確認いたしまして、クラブの使用に対してどのように対応することが望ましいか検討してまいりたいと思います。

また、今議員がおっしゃいましたとおりでございますけれども、昨年、この施設を活用して、地域の子育てグループのイベントが開催されています。29年度もこの施設を拠点に地域づくりの取り組みが計画されていると聞いておりますけれども、老人クラブの活動と緩やかにつながりながら、地域の活性化に相乗効果がもたらされること

を期待し、それに合わせた改修が必要であれば検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 いずれにしても、いろいろ話はさせてもらいました。この本岐の寿の家、本当に今後利用が今まで以上に少し高まるのかなというふうには私自身もちょっと地域のものとして感じておりますし、当然この辺の部分が総体的に改修されれば、当然今いきいきサロンも地域の中で、月平均大体22、23人ぐらいの集まりの中で地域サロンもずっと月一回やっている状況です。そのサロンもセンターでやるとどうしても経費がかかるということもあって、使用料がセンターにかかるということもありますから、そういったことでできる限りそこに参加する人たちの経費を削減するためにも、こういう寿の家を活用したいというのも一部として出されているのも事実でありますから、全体的な改修ができればサロン活動も老人クラブの活動も同じような場所で開催できるのが一番好ましいのかなというふうに考えていますので、そういったところも十分ご理解をいただきまして、この後の改修に前向きな検討をして進めていただくということをお願いをしておきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まずは、老人クラブの方たちの使い勝手をよくするということがありますし、それから、地域で別な使い方が若い方たちを中心にはじまり始めたということもございます。そういう中で、本岐の寿の家といいますか、そこがどういふふうな改修をしていくと一番効率的なのかということ、いろいろご意見を聞きながら進めていきたいというふうに思います。

昨年、相生にも母と子の家がありまして、そこも改修いたしました。改修をしたのですけれども、中については色を塗ったりいろいろやる部分については、これは、そこを今活用しています大西重成さんを中心とするネオフォークの皆さんが道内に呼びかけをして、色塗りのワークショップということでいろんな方たちが来てボランティアで色塗りをやったということもあって、そういう中で、また新たなつながりができて、そして今度またいろんなネットワークを使って、こんなことをやっていこうね、というふうになってきたというお話も聞いておりますので、ここも全部町が改修して

いくのか、ここの部分は基本として改修して行って、同じように地域の「ものごとふおーらむ」、そこの方たちが自分たちで好きなように改修していくという余地も残るようなこともあってもいいのかなというふうに思っておりますので、そういうことも含めて、使う人たちの意見を聞きながら改修方法を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ありがとうございます。いずれにしても今後使用されている方々と十分協議をして進めていくということであります。ただ、予算的どの程度かかるのかまだ不鮮明でありますけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

それと、もう一つ提案の関係でちょっと話をさせていただいて終わりたいと思っておりますが、先ほど町長のほうからも今年度から本岐公営住宅の整備がされるという話もありました。当然、今の農業研修センターの隣も、ここ何年間の間で整備がされるという計画になっております。あそこの今の公営住宅2棟8戸、これも最終的には解体をするという話もされております。そのことからして、例えばあの場所を解体したときに、今の母と子の家の話も改修に向けてしました。どれだけの金がかかるかわかりませんが、それが本当にいろいろな協議の中で改修が難しいということになれば、センターの横に公営住宅を取り壊した跡に、コンパクトな寿の家といいますか、そういうものをつくっていただければ改善センター、農業研修センターとの併用の中でも利用できるのかなということも、ちょっといろんな話の中でそういうこともちょっと考えてみたところであります。そういったところも含めて、これからいろんな形で検討されると思っておりますから、その辺も含めてぜひ検討していただきながら、いい方向に向けて取り組んでいただければと思っております。

そのことを最後に申し上げ、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねいたします。

まちなか再生事業は、「将来の少子高齢化、人口減少、中心市街地の急速な衰退に伴う市街機能の低下及び地域活力の減退など、さまざまな課題の解決のため、筑波大学と協力し、まちなか再生と持続可能な施策に対し、調査研究を行い、町民の皆さまが豊かに安全・安心な生活を営むことができる地域社会の実現を目指す」とあります。2年経過してきているわけですが、その中からお聞きしていきたいと思えます。

地図では何回か見せていただいておりますが、そもそも中心市街地をどこまでの範囲で、どのように想定し考えておられるのか、1点目、まずお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 中心市街地の範囲についてお答えいたします。歩いて暮らせるまちづくりをテーマに取り組んでいます、コンパクトシティの施策を展開し、役場と津別病院の間を中心として半径 500 メートルを中心市街地のコア部分として考えてきています。

新年度以降に取り組む「まちなか再生事業」は、その円内の大通り五差路から津別郵便局までの横のラインと、縦に交わる町民会館から旧国鉄駅に伸びる道道相生津別停車場線の役場周辺町有地から旧丸玉産業本社までの縦のラインと、それにつながる裏路地までを含めた、東西 500 メートル、南北 300 メートル程度の十字区域を最重点地区として、集中的に計画を策定し再生を目指すことを考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 歩いて暮らせるまちづくり、それから円で書いた 500、あるいは1キロ以内のも何回か渡されております。高大連携等で、そののと



ころをピックアップしたようなスライドというか、そういうのも会があるときに行つて実際に目で見てきています。私、ここでどの範囲の想定っていうふうにして、今までまちなか再生等は若い人だとか、あるいは外目線というか、それと大学というか研究機関の人たちとつくり上げていくということで、これに対して異論はないのですが、その500メートル以内にいる、歩いて暮らせる人の一方は、新しくできている所なのですが、依然としてそれでない500メートルの中に現在住んでいる人たちがいます。当然のことなんですが、空き店舗の所もあるし空き家の所もあるしささまなのですが、私は、ここで想定する範囲の人がどんなふうに参加会で感じ取るのかなと思ったときに、自分の住んでいる所を何かよそ者の人に映されて、こうしたらいい、ああしたらいいというのは、ちょっと何か当事者を置き去りにしているような感を受けたので、500メートル以内の人たちの声を今後この計画の中に組み入れていく考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちなか再生事業をやる前から、この中心市街地を活性化していこうという思いもあって、これはまちなか再生事業は27年、28年と筑波大学と始まっていますが、実はそのずっと前の平成21年に住生活基本計画を立てています。これは、「歩いて暮らせる木の住まいづくり」というのをテーマにして進めてきて、そして21年の3月、つまり平成20年度に策定をしまして、21年度は今度実際に住宅の整備から始まりますので、それをやる上でプロポーザルをする期間として1年とっていました。それが21年ですね。そして22年から実際建設が始まって、まちなかの一定の整備はこの3月をもって終了ということになるわけですが、その間、町政方針でもお話ししましたとおり町営住宅につきましては115戸を建設して、そして昔の営林署の跡地、それから古くなった昭和30年代の住宅も壊しながら、そして遠くに住んでいただける方はできるだけ歩いて津別病院に行けたりするようにということで、新しく入る人だけではなくて、移って来てもらうことを前提に、これは今も例えば高台町の公営住宅含めて進めているところでありますけれども、そういうことで、これは時間を長くかけながら進めていくと。いったん今町内のまちなかの住宅は終了しましたけれども、その後、今度まちなか再生事業の中で、新しい複合施設ができたりと

か、その跡地を今度どうしていただくかという、また新たな住宅をそこに建設していく等々のことも考えられます。そうしている中にまだまだ先の長い話ですけれども、そのことによって年をとっていく方もさらに増えていきますので、そういう方たちが中心地に移ってもらえるような仕組みというのですか、それを今進めているということで、当然その進める中で、今まだ十分でなくてご不便をされる方等々が当然出てくると思いますが、いっぺんに解決できる問題ではありませんので時間をかけて進めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今計画当初からまちなか団地、住み替え等いろいろな人がいる、私が言いたいのは、そこは歩いて暮らせる人たちが結構な人数計画的に住まわれたと思います。それで再生事業の中でされている市街地、住宅でない今まさにメイン通りに空き地があったり、住んでいて古かったり、それから後継者がいなくなっているようなところも映しているんですね、ここをこうしたらいい、ああしたらいいとかって、暗いというようなイメージの中から。そういうようなところを、なかなか難しいのですけれども何とかしていかなきゃならない。一方は、旭町周辺の500メートルの円の中のどれぐらいの角度かあれなのですけれども、そこはだんだん歩いて暮らせる、新しくもなってきた、きっと快適に暮らされているのだと思うんです。もう一方、五差路からちょっと一条通とかそっちのほうは、現在入っていて、そこも違う人はこうなったらいいなとか、ああなったらいいなというような意見が高校生なんかを見ると率直にあそこの所こうしたらいい、ああしたらいいとか意見がいろいろ出てきています。その時に500はここまでで、今ちょっと拙速かもしれないけど、このとこの町が新しく変わっていくときに、ここの所を中心的に考えていますよというようなことが私はあったほうが何か住んでいて知らないところで、あそこ古いからどうせ、こうせなんて言われるのは、ちょっと人情的には心外な思いもあるのかなというような、メインストリートもあるわけですね。今さっきの話を聞くと、「ようこそ」というエリアがここだから、町の顔になる部分というのは先ほど一般質問の回答の中にもありました。顔の隣、隣、隣がどうなっていくのかということも多分どこかでいろんな考えが出ているんだと思うんです。そういうときに、今、中心部だから必要が

ないと言えはそれまでなのですけども、ここはこういうことで今新しい町づくりのために考えているんだとか、どうなんでしょうとか、何かそれに対しての意見、会はありますけども何となく知らないところで進んでいくというのに若干不満な人もいるように私は思っているので、その辺のところの手当てというか、それを現状どんなふうにかえられているか、お願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的には、まず3番目のご質問にお答えしようと思ったのですけれども、この範囲というのは、やはり形として中心市街地はどこだと言ったときに、ここからここって明確に都市計画を持っているわけではありませんので、都市計画を持つと、都市計画税を税金をもらって、またそのお金も活用しながらどんどん開発していくということになりますけれども、そこまでしておりませんので、でもそういう中で中心市街地ってどの辺だというと、500メートルという所を一つの見える化したということなのですよ。そこから1メートル離れるともうダメなのかとか、50センチ離れてもそれは550センチはダメなのかとか、そんな話をするつもりは一切ありませんし、やっぱりぼやっとしているけれどもそういう所が大体中心市街地と言えるでしょう。人によっては例えば中心点をずらせば、またいろいろ変わってくるのですけれども、やっぱり役場機構と皆さんが毎日病気の人が通い慣れている津別病院と、ここがやっぱり中心地になってくるだろうなというふうなことを考えていますので、そこからてくてくと歩いて来れて、物事が済ませられるような形にとっていければなということで考えています。そこまでまだ至らないという状況ですので、何年もかけてでも、また次の世代の人たちがしっかりいろいろ全体をつくったとしても、また時代によって10年、20年経ってくれば様子が変わってくる場合もあると思います。そういう方たちが後で表現はあれですけども、いじくれるような計画でもあっていいのではないかなと思います。今できることをしていくということでありますので、その伝え方としては広報でお知らせをしたりとか、あるいはできるだけそういう所にシンポジウムあるいはフォーラムに参加していただくと資料もいろいろ配付されてわかりやすいと思いますし、それから全部が集まるわけではないですけど、ちょっと町政懇談会で質問してみようかということだとか、議員の皆さんも説明会を開いていま

すので、そういう所で質問してみようかだとか、いろんな仕掛けとか仕組みはそれなりにとっているというふうに思いますので、そういう方がおりましたらぜひ一度参加してみたらどうですかということで、お誘いしていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] まちなかとか中心市街地の想定範囲というようなことで質問をしてきているので、私はわかりますが、円を描いた中に住んでいるのにというので何か私はそう思わないけど、どっぷり役場中心の500の円の中にいるのに何となく古くもなっちゃったし、年齢も上がっていつているのでというような何となく置いてきぼりにされている、新しいまちづくりに何となく乗り切れてないというようなそのところ、今広報等もありましたし、いろんな会に出向いて行って話を聞くというのが一番だと思うのですが、次のところにもかかわってきて、なかなか今そういう所に出かけられないという人もいますので、あらゆる機関と、それとそういう気持ちでないということと、一方では置いてきぼりみたいな気持ちになっている人もいますので、そういうところの手当てというのをどこか隅のほうにでも置いておいていただいて、一緒に今10年とかそういう中を次の人たちにもきちっと渡せるようなというふうな話ができるような、そういう説明のできるような場、あるということであれば私も誘って行ってお話を伺いたいというふうに思いますけども、なかなか実施せず、知らないところで話が進んでいる、500の中まで外とかそういうことでなくて、そんなふうに感じている町民の方もいらっしゃるんで、そういうところにも配慮をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

範囲です。次の質問に移りたいと思います。空き家対策の10日に対策推進にかかわる津別町の空家対策設置の条例だとか予算書にはその委員の方、何名というふうのも今回出ていました。この空き家対策に対することなのですけども、何というのですか国の空き家対策みたいなそういうニュースが先行していて、空き家対策は何となく古くて危険のある所、回答でいただいたのですけども特定空家だとか、そういうところに重心がいつているような感じを受けます。それで、私は今、津別町の様子を見ても、もちろん特定空家というような所の問題点もあるのですが、ある程度年齢経つと

1年とか言ってもらえない場合もあったりするので、リフォームというか、まだしっかりしているうちにちょっと手直しすれば借りてもらえるとか、そういうようなところのリフォームに対する助成制度はあるのですけども、ちょっと言葉が見つからないのですけども、何というかちょっと手直しをすると、私らも残念ながらここで住んでいくことはできないというふうになる人もいらっしゃるわけですね、高齢になって単身だったりでよその町に行かざるを得ない、まだこの家は使えそうといったときの手当てというのでしょうか、何か手伝ってもらえることがあったら、きちっと何年も空き家にしないでできるというか、そういうようなことができるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家対策の考え方ということだというふうに思いますので、それについてお答えしたいと思います。

防犯、防災、景観などの生活環境を保全しまして、魅力あるまちづくりを推進することを目的に制定されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づきまして、3月10日開催の今定例議会で「空家等対策協議会設置条例」を議決いただきまして、協議会を発足させようとしているところであります。

この協議会は、地方創生推進交付金事業の空き家対策事業として、1,000万円を予算化し、全町的な空き家調査と所有者の意向調査を行い、平成29年度中に「空家等対策計画」を策定することとしています。

この計画の基本方針は、一つには空き家の利活用、二つには特定空き家にならないようにするための管理、三つは、特定空き家に対する措置のこの三つを挙げています。既に筑波大学の学生チームが歩ける範囲で調査をした住居専用住宅63軒、店舗併用住宅17軒の空き家がありますが、このデータも活用しながら進め方としましては、まず空き家店舗や使用可能な空き家の利活用を検討します。次に、利活用ができない場合は、特定空き家とならないよう所有者に対し適切な管理や自発的な対処を促します。次に、特定空き家となった場合は、所有者に対し順次必要な措置を行うよう助言、指導、勧告、命令、行政代執行の措置を講ずることになります。

また、この計画のほか、具体的な空き家対策としましては、利活用可能な空き家に

ついて売却、賃貸、改修して利活用などを進めるため、「空き家バンク」の登録を促進して流動化を図るとともに、所有者の合意が得られた利活用可能な物件につきましては、空き家リノベーション・ワークショップと言われる、空き家改修のイベントや実習を実施いたしまして、利活用を促進するきっかけづくりなども検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今、今回出されたものについての中身の説明をいただきました。家が空いているんだけどなかなか住めないというような、そういう声も耳にするところです。それで最終的には何というか、そのまま特定空家というのですか、そうならないためにいろんな行政的な指導をするというような話もありました。

二番目に言われた、そうならないための方法というのでしょうか、わからないのですが、たまたま昨日リフォーム展があつて、昨日と一昨日とあつて行つてみたときの話だったのですが、大家さんが既に町の助成というのですか、新築か改築かわからないのですが助成をいただいて家を建てていると。その方が出て、大家さんが今なくて次の人が入るために多少手直しをするときにはリフォームにあたらぬというような話があつたんですね、それは例えば福祉サイドの手すりを付けるとかそういうのはまた別だからいいのだけれども、空いている家はちょっと手を加えればすぐ使えるのか、その辺の専門的なのはわからないのですが、リフォームというのはAさんが家を建てて出ていくときにBさんに貸した、このまま使えないからちょっとリフォームをしたいというときに、Bさんはリフォームの申請を現状できないというふうに聞いたのですが、そうなのか。そして、そういうことってこれから起き得ると思うので、今後Bさんにもリフォームの助成ができるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま住宅のリフォームの関係でご質問にお答えしたいと思います。津別町が行っている補助金につきましては、住宅が存在してから10

年、要するに改築も10年経たないと改修できないというような補助制度になっておりますので、ただいまの件は該当しないかなというふうに考えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ほかの改修の方法といたしまして、今現在地域おこし協力隊が入る所におきましては、改修した上でそこに住まわすと。その結果、改修費用を見まして、そこに住むのを前提に改修してもらいまして、それに対しては補助金を出して住むという、そういう制度は持っています。

その後、ずっとそこについては住んでもらうというのですか、協力隊に住ませるということの条件で改修してもらうという制度になっております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 私聞いたのは、地域おこし協力隊にはそういうふうになっているというのは今わかりました。もう一つは、Aさんが建てたおうちがあります、その時に既に新築したからいろんな制度がありますよね、建てる時の制度があつて、その方が一度、年数はちょっとあまり詳しくは聞かなかつたのですが、Aさんが一度家に対しての助成金というか補助金をもらっているの、Bさんに譲って入ってもらうとき、Bさんはこのまま入れない。ちょっとリフォームしたいといつたときに、そのリフォームの制度には乗れないというのかな、合致しないというような言い方だつたというふうに聞いたのです。それで私は、リフォームは10年以上たつたらリフォームできるということであれば、何年入っていたか細かく聞かなかつたのですが、リフォームをしたい人に助成するのであれば、もうちょっと使いやすいというか、ただ津別町にはリフォームの制度ありますって、予算ではこれぐらい立てていますって1件当たりこれぐらいですというよりは、困つたというか今リフォームするとき若干お金が必要だと、そういうときに何とかなるような制度になつていったほうがいいのではないかと思うので、年数が違ふとか人が変わったとかというようなことは変えられないことなのかどうか。今後、人口も減つていったりなんかすると、まだまだ使えるうちが空き家になる可能性も大きいと思うのです。家族構成が変わるとまた家もいろいろで、ちょっと手直ししないと入れないとか入れるとか、そういうようなことも段々出てくるのではないかと思うので、制度を町民の人が使いやすいも

のに変えられるかどうか、無理だったらここまではできるけど、これ以上は無理とか、今後そういう声が大きければ変えていく可能性があるとか、そういうふうなどれかの回答をしていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま改修の話でございますけれども、買い主の方が出て、その後だれか入った、そしてその入った部分で改修したいという部分については、これは制度上できる話でございます、ただ、借りた人が今後10年だったかちょっと年数はあれなのですけども住み続けるという同意書が必要になってきますので、今後住み続ける方についてはそういう制度はございます。

ただ、篠原議員おっしゃいましたとおり補助制度上、改良点がございましたら、また検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 話はわかりました。昨日、たまたま受け付けにいらっしゃった方が、今のリフォームの制度だと難しいんだよねというような話をされていたので、建設業の人たちの一部の人がそんなお話しだったので、町にはリフォームの制度がありますよというとなんな話になったのですね。ですから、もちろん来年またすぐになくなるような人に幾らでも助成するなんてことにはなり得ないのですけども、その辺は今までの制度を活かしながら、そして使いやすいような形に今後検討していただきたいなというふうに思います。

それと、空き家に関しては条例ができて今年度中にいろんな計画書みたいなのをつくるということですし、この協議会の人員も新年度予算に入っていたので、あと中身についてはそこで検討されるのだろうというふうに思いますが、いずれもやっぱり少なくなっている人口の中で、やっぱり個々の人の満足が100満たされなくても、個々の気持ちとか思いが生かされるような形での空家対策基本というのですか、そういうふうになっていただきたいなと思います。

空き家に関しては、これから1年また経った後でそれがどうかということもありますし、委員会での議論の経過も何かに出てくるかもしれないので、その中でまた読ませていただいたり、見て、実際にそういう立場にいる人たちの声を聞いた時には、ま



た話をしていきたいというふうに思います。

三つ目のところなのですが、半径 500 メートルというので1番目のともちょっと重なるところもあるかもしれないのですが、高齢者の歩ける範囲というのは 300 から 500 というふうに一般的には言われています。そして今できている所は確かに歩いて通えるようにもなって、町の中はコンパクトになってきていますが、ここから外れる、さっきの1キロとか1.何キロとか、どこを中心にするかということですが、中心というのは役場とか病院という話をされていました。その中で見ていきますと、津別町もやっぱり結構広くて、本当に 500 メートルの範囲の円の中に住んでいる方は十分歩いて行けるかなというふうに思いますが、500 も結構大変に、やっぱり高齢化率の高さは、そういう実際の生活に大変なやっぱり影響を及ぼしているのではないかと思います。町の交通網も以前よりは段々使い勝手というのでしょうか、混乗スクールバスとかそういうのができてきて、活汲だとか東岡、上里、恩根とか二又が混乗になって以前よりは町にというか中心地に出て来やすくなってきているのかなというふうに思いますが、そのバス路線でなく遠くになっている人、端的に言うと循環するようなことがあれば、それに越したことはないのですが、そんな簡単に用を足すための循環、どこどこ回りとか、そういうようなことがすぐ可能だというふうには考えていないのですが、なかなかやっぱり公共交通のない中、タクシー利用すればいいんじゃないかと言われてしまうとそれまでなのですが、そういうことによって中心地に行けない人たちの対策何かもまちなか再生何かで検討されているんじゃないかというふうにも考えていますので、現状、どんなふうなこととか、ちょっと外れてちょっと遠い人というか、共和だとか豊永、500 はとっくに過ぎていて、出て来る時に歩いて行けない、冬場は特に大変という人がかなり多くなっているような現状で、何か新しい方策というかそんなことが考えられているのであれば合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今住民の足の確保の3番目のところに入りますけども、その前に先ほどの二つ目の質問で、いろいろそういうケースがいろいろ出てくるのだろうというふうに思いますけれども、まず、そういう何となく、もっと具体的に言ったらどんなケースなのかなというのがちょっとわかりづらい部分がありますので、そうい

う計画なり相談事を持っている方は、できれば担当のところに来ていただいて、そして何がだめで何が該当になるのかというようなことは、これは暮らしのガイドでその中でも見ればわかる部分があるのですけれども、その字面だけではちょっとわかりづらいということがありましたら、ご相談いただければなというふうに。それに対して、どうもこれは変えていったほうがいいなというようなことがあれば、内容を検討していきたいなというふうに思うところです。それから協議会でこれからいろいろ空き家の計画をつくっていくわけなのですけれども、実は、この協議会非常に重い任務を持った協議会として、計画づくりだけではなくて、その後の1、2、3をお話ししましたけれども、特に3の部分の特定空家に指定するのもそうですし、それから強制代執行といういよいよ最後のところ、こういうもの決めるのにもかかわってきますので、大変重い協議会になります。それで町長がこの代表になるんですよということになっていると思います。そんなことで計画はとりあえず新年度でつくってきたいというふうに考えておりますけれども、その先またいろんな問題が出てくるというのはご承知おき願えればと思います。

それでは3番目の件ですけれども、今町の公共交通網は、町が運行する活汲、東岡、上里、恩根、二又、相生の6路線の混乗スクールバスと、それから民間バス及びタクシー会社で形成されているところです。平成27年度に実施しました住民満足度調査での公共交通の取り組みについての質問に対しまして満足が20.4%、おおむね満足が45.0%で計65.4%で、一方やや不満及び不満と答えた人は12.9%でした。29年度は3回目となる住民満足度調査を実施する年ではありますが、高齢化率が上昇していることから、運転免許証の返納と相まって少し厳しい数値を予測しているところでもあります。過疎地では足の確保は共通の課題でありまして、乗り合いタクシー、乗り合いバス、コミュニティーバスなどさまざまな交通手段が出現していますけれども、最近では、ライドシェア（相乗り）の実証実験も始まっているところです。半径500メートルとは、都市計画を持たない町として目安を見える化した範囲であり、むしろ郊外の公共交通の届かないところに対する対策といったほうが理解しやすいのではないかと考えているところです。

住民の足にかかわる問題につきましては、これまでも混乗スクールバスの運行など、

その都度委員会や本会議で議論され今日の体系となっています。不十分と思われる点につきましては今後検討し、改善に向けては実証実験なども行いながら進めてまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 足の問題については、以前は買い物難民のことでお話をしてきたのですが、それは別な形で解決方法があるかなというふうに思っていました。今回は、たまたますごく強く感じたのは、選挙があつていろいろ高齢者の方というかお会いする機会がいつもより少しありまして、その中で、やっぱり町に行く不便というのは、この公共交通が通っていない所なんですね。そうだなと思いました。冬は特に、ほとんどうちからも出ないというような人も数多くいまして、どういふふうな回りにしても100満足することはないのですが、今、満足度調査のも私も見ましたし、足の問題を言ったときに不満というか、不便を感じている人が20%弱、十何パーセントということで、私は10だから、少ないからということでなくて、その人にとってはすごく大きな問題であると、数値というのは大事なことなんですけども、なかなかその人たちのところ割合が少ないので目が行かないというふうになっているかもしれないと考えたときに、やはり交通もしっかり見て、そして何というのですか今はデマンドとか、そういうので乗り合いでそこの家まで行っていると、そんな便利なことにはすぐ成り得ないと思いますけども、例えば共和の国道を走っているバスに乗るまでには200、300、もうちょっと遠い人もいるかもしれない。今のところはまだ免許証を返納していない80代だとか、90過ぎても運転されている方もいます。その人たちは自分の足として車を使っていて、車がなくなると本当にもう生活の範囲がどんどん減ってしまうというような声も聞きますし、そういうのがいろんなところでほかの方も目に触れているんじゃないかというふうに思ひまして、交通形態を変えるというのはそんな簡単なものでもないですし、町も何回も計画を立てていくときに、初めはバスにほかの人が乗れるなんてことは考えられなかったし、バス停を変えるなんてことも考えられなかった、そういう時代から考えると少しずつというか、その沿線の人が乗りやすくなっている。予約とかそういうのもありますけども、やっぱりそこに住まない人も五千弱になりましたけども住んでいる人はいる、車のない人もいる、そ

ういう所で満足度の数字は低いのですけども、不満だという数字は低いのですけども、そういう人たちの声にもこれからしっかり耳を傾けていただいて、やっぱり出ていく人、そういうようなのが不便で町を出て行ってしまわれる人を何とか少なくしていくということも考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。一つずつ、2ということではなかったのですけども、今私が話したようなところで町長が新たに何か考えていることがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高齢化とともに足の問題というのは結構大きな問題として出てくるというふうに思っています。いろんな町で新聞等にもさまざまな事例が出ていたり時々ありますけれども、必ず皆さんやる、実施する上で国交省の予算を使ったり等々して実証実験をやっています。本当に乗るのか乗らないのか、あるいは乗ったとしてもどれぐらいの人が利用するのかというのがわからないまま制度化するわけにいきませんので、それをやっているのですけれども、いけるなと思って始めたところ利用がほとんどないという現実も報告が幾つかあるのを聞いていたりします。ですから、まずはしっかりやるとすればどこが不足していて、どこに路線を回していけばもう少し利便性が高まるのかということをして、それをやる上で大事なことがもう一つありまして、青色ナンバーと白色ナンバーがあります。青ナンバーでそれを業としている人たちをこっちの公共交通がどんどん食って行って、生活できないようなことにはさせることはできません。この間、国交省のところでちょっと東京に行ったときにお話ししたときに、東京の段階でもよく路線を変更したりするときに近郊にもたくさん市や町があります東京都でも。そうした中で必ず路線を変えたり、ここを公共でいくというようなときは、協議会、民間のバス会社や市やそれからタクシー会社だとか、いろんな人たちでそのことが良しとするかどうかというのを決めるわけなのですけれども、必ずタクシー会社から熱弁が出てきて、困ると。そういうことをやられると営業妨害だということですのですごい議論になるという話も伺っているところです。それは全国各地でもきっとあるのではないかなと、それは生活圏の問題もありますので、ですから簡単にできるものではないというふうに思いますけれども、じゃあ町の公共交通の部分以外の民間でやる部分、そこがどこまで譲歩してくれるのかだとか、そういう

ことも極めて重要なことでもありますので、それを最初に承知した上で理解された上で、じゃあこの路線にちょっと今何とか工面できるバス、町の乗り合いスクールバスをこっちに回してみてもいいですかということで、やり取りをしながら進めていくことになろうかなと思っています。

もう一つ言えば、じゃあその路線というのはどういう所を想定しているのかということなんですけども、これは以前、茂呂竹議員さんからご質問がよくありましたけれども、やっぱり茂呂竹さんが出身地の所の共和という所でいろんな何人かのおばあちゃんや何かと話をして、こっちに国道まで歩いて行くの大変なんで、こっちにぐるっと巡回できないかねという話もよく出ておりました。そういうことを考えると担当の課長ともいろいろ協議したのですけれども、考えられる路線として豊永の町営住宅、ここも共和と同じような状況にありまして、ここの町営住宅からみいとインのほうに向かって上に上がっていくと、そして旭町に出てバスターミナルに入って来るという路線が一つ考えられないかどうか、それから共和の商工団地ですね、これから旧高校の団地がありますけれども、あちらのほうを回って、そして緑町のほう、福祉寮のほうをずっと回って、そしてバスターミナルに向かうという、この二つの路線が考えられないかどうか、この路線を考えてもバスまた買うのかという話にもまたなっていて、運転手はあるのかという話もまた出てきます。そこで、今、東岡線と上里線が14人乗りのバスを運行しています。これは補助を受けないで町単独で買ったものですので、意外に自由に使うことができます。そういったことから、この東岡線、上里線については朝晩のみの運行ですので、その中間を活用して例えば午前1便、午後1便とかという、このバスを活用して動かせることができるかどうかと。それを動かすことによって民間の方からちょっとクレームが出ないかどうかということも含めて、それをどこに委託をしていくのか、あるいは直営でやるのかというようなこともいろいろ検討しなくちゃならない。それが決まれば実際に走らせてみて、どんなあんばいなのかということがわかってからスタートをするという形になろうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　今、今後に向けてというか、そんな簡単にいかないということもわかりますし、今後いろんなところでも実証実験をされてしていく。あるいはNPOの人たちがとか、本当に困るということで地域の人たちが何というんですか、会費制みたいにしてワゴン車を出しながら、もちろんきっと営業しているところからのいろんなクレームが入るって話も聞いたりもしています。なかなか実現までには時間がかかるのかなというふうに言われましたけども、今具体的に、もしこうなればというような3路線のお話があって、ここの地域に住んでいる方は非常に早くできればいいなというふうに思うけど、もう一方、営業で町の中走っている人はどう思うのかとか難しい問題がたくさんあるかと思いますが、やっぱり早目にとというか実証実験ができるのであれば、あまり年数を置かないうちに進めていっていただきたいなというふうに思います。今42%で来年になると今年までは何とか歩けたけど来年になったら歩けないというか、1年がわからない年齢というのがどこかはっきりわかりませんが、そういうこともありますので、特にまちなか再生や何かは、ここに最後のところにも書かれていましたけども、町民の皆さまが心豊かに安全、安心な生活が送れるというようなことと、それから今入って来てもらうというか、ここに住んでもらいたいというような取り組み、どこの町でもしています。ですが、ここに住んでいる人たちが、今いろんなものに対して不満が多かったり町に誇りというか、そういうものが薄かったら、なかなか外からどンドンということにはならないんじゃないかというふうに私は感じていますので、住んでいる人たちが100満足いかなくても、満足のいくような、そして誇りに思えるような地域づくりをすれば、自然に減っていくという止められないものもありますが、そういうところの空気がよそに伝わればおのずと外から来る人も増えてくるんじゃないかというふうなことを思いますので、このところ肝に銘じてというか、この事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　バスを町で考えられるのは混乗スクールバスですので、そこを含めて、もちろんさまざまなデマンドだとかいろいろあるのですが、一番困る

のはやっぱり担い手、だれがそれを運転してくれる人が、だれが受け持つのかということが、一番どこでも人手不足だとか担い手の問題があります。ですから、それら含めて29年度の中で担当課の中で何をどうすれば少しでも利便性が高まるのかということを検討する年というふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 次の質問に移りたいと思います。

読書活動なんですけども、「読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものであり、社会全体がその推進を図る必要があります」というようなことが道のホームページに書かれています。

津別町における読書活動の推進に向けてお尋ねしたいと思います。まず、読書活動の推進計画の有無についてお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、平成29年度の教育行政方針にお示ししました家庭、地域、学校における読書活動や中央公民館図書室及び学校図書館における読書環境の整備に関してのご質問にお答えいたします。

子ども読書活動推進計画につきましては、平成13年施行の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に「当該市町村における読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と定められております。本町におきましては、法の努力義務に基づいて読書活動指針計画の作成を検討してまいりましたが、着手に至ってはおりませんでした。読書活動につきましては、29年度は学校と強く連携し、家庭の協力を依頼しながら、家庭、地域、学校における読書活動や中央公民館図書室及び学校図書館における読書環境整備を推進してまいりますので、施策推進と並行して本町の読書活動推進計画の作成に着手してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 推進計画で普段のただの活動で気付かないこと等があつて計画書でできればいいかなというふうに思いましたのでよろしくお願

します。

次の学校司書の配置についての考え方なのですが、文科省の基準では12学級以上というふうになっています。12学級というふうになると、なかなか津別町の小学校、中学校で通常の学級が12を超えることは困難になっています。今年の教育方針等でも読書に力を入れるというふうなことでありますし、学校図書室もありますけども、やっぱりそこに人がいないような状態で本が置かれていても、なかなか子どもたちはせっかくの図書室を利用することも難しくなりますし、指導要領が変わった中で調べ学習等でやっぱり図書室を利用するというか、利用するとやっぱり相談に乗ってもらえる方が、担任の先生以外にいるということは大きな力になるんじゃないかというふうに考えますので、司書の配置についての考え方をお聞きします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校司書の配置につきましては、平成26年に学校図書館法が一部改正され、「学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くよう努めなければならない」と新たに定められたところでありますが、制度上の業務の定めや、資格の定めにつきましては文部科学省が準備を進めている段階と承知しております。なお、学校図書館司書につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり12学級以上に置かなければならないと定められた学校図書館司書教諭でありますけれども、学校司書、要するに司書の事務を司る学校司書につきましては、これは努力義務ではありませんけれども、学校図書館の本を学校図書館自体を本の倉庫に終わらせず、児童、生徒の学びや憩いの場として充実させていくために、先進市町村の人的配置の工夫等を参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） 〔登壇〕 人口減少はいろんなところでの人手不足というのを出ています。正職員で配置が難しければ、もしかするとそういう資格のある教員の方がいらっしゃるかもしれませんので、できるだけ配置に向けてというか、フルタイムで働かなくても、その時間だけでも子どもの放課後というか、図書を利用するときだけでも来てくれる人を見つけられるのかどうか、いろいろご苦労があるかと思いますが、せっかく図書の充実とか読むことに対する考え方が全面に出ているときの



で、そういう人の配置もできればいいかなというふうに思いましたので、引き続きその面での努力をお願いしたいと思います。

ちょっと細かなことですが、読書を充実させるということで、今、朝学習とか朝読書とかやられている学校があるかと思います。津別町の現状について聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 朝読書の取り組みですけれども、本町の小学校、中学校とも朝学習、朝自習の時間を日課表に位置づけ、その中で取り組んでおります。この4月からは、小学校におきましては火曜日、木曜日の朝には担任等の教職員も一緒に10分間の朝読書の取り組みをすると聞いております。短時間ではありますが集中して一斉に取り組むことに意義があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 既に実施されているということなので、内容を充実し定着していけるようお願いしたいと思います。

ちょっと時間が少なくなりましたので、今年度より導入されるよむ日の進め方と合わせて、そのところに出ていました「読書ノート」の内容についてお聞きします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） よむ日の進め方についてですが、本町の子どもたちにとってゲームやテレビ、スマホやインターネットに費やす時間が長く、一方で家庭学習の時間が短く、読書の時間もほとんどない現状の改善が課題であることを家庭と共有することを第一歩とします。教育委員会では、子どもたちの学力や体力、生活習慣にかかわる課題について、全国学力学習状況調査や体力運動能力調査の過去5年間の分析を保護者向けリーフレットにまとめましたので、学校を通じて配付いたします。小学生、中学生の子どもがいるご家庭と本町の子どもたちの課題を共有し、学校と教育委員会が強く連携して進める4と6の付く日は「よむ日」の呼びかけに呼応していただけることを期待しております。

以上です。

すみません、もう一つありました。

「読書ノート」についてです。読書ノートは、各自の読書の履歴を残すための記録ノートです。網走市立図書館で実践している取り組みを参考にいたしたいというふうに思います。ホッチキス止めの手づくりのノートですが、読んだ本の書名、著者名、読書日、気に入った文章や感想、評価を25冊分記入していきます。意欲化の手立てとして25冊読破を達成した読書好きな子どもたちを「みどりの清流」や「図書まつり」で紹介するなど、褒め励ます方法を工夫してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 記録を残す読書ノートで、みどりの清流とかそういうところで25冊読んだ子を紹介することなのですが、もっと何か個人におめでとうというか図書券を買ってさらに読書好きになるようにというか、これは予算が伴いますので、そんなことも考えていただければ、どんどん読む子が増えてくるのではないかというふうに思いますので、その点もよろしくお願いします。

何かありましたら2、3分残っていますので。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ご褒美については、その設定度というふうにまず考えて取り組みを考えていたのですが、議員のおっしゃっていただいたように、そのような読書カード等があると子どもたちもさらに励みになるのだろうなというふうに感じます。

ありがたく検討させていただきたいというふうに思います。

また、先ほどの中で司書の件がありましたけれども、私も学校を参観する中で、司書がある図書室を訪問したことがあります。やはり人のいる気配は温かいですし、明かりがついていて明るい図書室であります。そういった部分も含めて学校図書、それから子どもたちを取り巻く読書環境の整備に力をいれてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時 9分

再開 午後 3時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 議長の指名をいただきましたので、既に通告していた件について進めさせていただきます。

子育て支援について、（1）要保護児童生徒の就学援助準備金の支給拡大について、1番目の要保護児童生徒の就学援助準備金の支給についての国の通知についてですが、この問題で過去に茂呂竹議員が、平成26年、27年、そして28年9月議会で取り上げてきました。そして、今年から新中学生には入学前の支給が実現しました。なぜ入学前の支給実現が必要かについても既に議論されてきました。中学生であれば制服、ジャージなどの多額の経費も必要となることを訴えてきました。このことは、小学校入学についてもランドセルや新しい服など、多額の費用を準備しなければならず、本来子どもの入学という、どの親にも喜びをもって迎える時期に苦しい思いを親や子どもにさせることのないよう、必要な時期に支給をすることがこの制度の趣旨であるからだと思います。国の通知では、その通知の中で就学援助制度の意味を子どもの将来がその生まれた環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が平成26年1月17日に施行され、同年8月29日には、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、この中で就学援助については、国庫補助事業の実施や市町村が行う就学援助の取り組みの参考となるよう国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに就学援助ポータルサイト（仮称）を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用、充実を図ることとされています。

なお、その中の5の注意事項の①一般的事項イに、要保護者への支給は年度の当初

から開始し、各項目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること（特に入学児童生徒学用品費等）とありますので、通知文書等そのことについて間違いはないか確認を求めます。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） 就学援助費の支給について国の通知内容につきましては、平成 27 年 8 月 27 日付オホーツク教育局長通知「平成 27 年度要保護児童生徒援助費補助金の配分及び交付申請書の提出について」が当教育委員会に通知された際に、その添付資料として、文部科学省初等中等局長及びスポーツ・青少年局長通知「平成 27 年度要保護児童生徒補助金の事務処理について」の写しが送付されてきております。

通知内容につきましては、要保護児童生徒援助費補助金の交付手続き等を記載したものであり、その中で、市町村が給付する場合の支払い時期の留意事項として、議員ご指摘のとおり、「要保護者への支給は年度当初から開始し、各費目については、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮すること」と示されております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] 二つ目に関連しますので、二つ目の要保護児童生徒の就学援助準備金の小学生入学児童に対して、入学前繰り上げ支給について、今まで実施が困難とされてきた理由は、この制度の適用を受ける保護者の生活実態、所得などの認定が必要であり、前年度の所得が確定するのは 5 月以降との理由でした。前回の茂呂竹議員の質問に、教育長は「近隣の町村でも実施の動きがあり、年度内、何らかの方法で実施できるよう検討したい」との答弁をいただき、今年から新中学生から実現しているところです。確かに、中学生は、既に支給されている家庭が中心となることから、比較的該当者の数も把握しやすいことと思われませんが、生活実態、所得の把握は前年の所得で実施するものと思われれます。そう考えると、小学生入学児童に対しても希望者が把握できれば対象者を確定することは同じ方法で実施できるのではと考えます。今、全道では室蘭市、美幌町、豊浦町、洞爺湖町、新冠町、寿都町の 6

市町村が新小1と新中1の両方で、札幌市、苫小牧市、江別市、奈井江町、長沼町、栗山町、そして津別町の7市町が新中1で実施しており、その中で隣の美幌町は、今年から中学だけでなく小学入学も含め実施されています。ぜひ、本町においても来年は小学生の入学前支給を実施してはと考えますが、お伺いします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 小学校1年生に対しての新入学児童生徒学用品費の支給の時期についてお答えいたします。

本町におきましても、経済的就学困難への就学援助義務を定めた学校教育法の規定に基づき、津別町要保護・準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の扶助に関する要綱を定めております。

要綱では、援助を受けることができるものについて、津別町に在住し、津別町立の小学校または中学校に在学する児童生徒の保護者であることが定められております。さらに本町の準要保護の認定は、実態に沿った支援となるように、当該年度の生活実態及び前年の所得額を基準とするなど、できる限り直近の経済状況により判断することとしております。前年の所得額を算定根拠としている事務処理の関係から、速やかな支給に努めてはおりますが、所得が確定する5月下旬以降の認定・支給にならざるを得ない実態にあることをご理解願いますと、再度ご回答させていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 中学校でも行われているという状況を判断した場合に同じ方法でできないかお伺いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） これは、本年度いろいろ検討させていただいた上で実施した部分なのでありますけれども、中学生に対しての新入学準備費の支給ではなく、小学校6年生の段階で支給しているというふうに考えております。中学校1年生の認定につきましては、中学校に上がった段階で認定の申請をしていただくこととなりますから、今までのやり方だと、そこで中学校に入った5月、6月の段階で入学祝い金を出していたわけなのですけれども、小学校6年生の段階で出すというふうに町の規則

を変更させていただきましたので、小学生の6年生の3月に新入学児童生徒学用品費を支給できるようにしました。小学校1年生につきましては、これは在学、1年生に入学して来ないことには在籍となりませんので、その段階から書類を提出してもらう関係上、やはり今のところ小学校1年生に入ってから手続きをして、速やかに支給をしても6月になってしまうという状況にあります。

ただ、先ほども議員のお話にありましたけれども、各近隣町村、それから道内、それから全国的にこの部分について、小学校1年生の入る入学前に支給しているという実例もあることは承知しております。ただ、本町の要綱には、学校教育法第9条の規定に基づいて小学校に在籍するとの定めがありますので、今のところ、あくまでも法令遵守を前提として、この制度の趣旨に沿った支援を進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 今の内容ですけれども、法整備の検討を願うことで前向きな対処をお願いしたいなと思ひまして、この件は終わらせていただきます。

二番目、学校給食費の無償化について。一つ目の学校給食の目標と教育上の位置付けはどうなっているかですが、学校給食法第2条に学校給食の目標として7つの目標が掲げられています。その内容は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。日常生活における食事について正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと。食生活が自然の恩恵の上に成り立っているものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。我が国や各地域の優れた伝統的な食生活についての理解を深めること。食生活の生産、流通及び消費についての正しい理解に導くこと。とあります。目標実現のため、学校給食関係者の一層の努力が求められています。また、学習指導要領の特別活動第2、各活動。学校行事の目標及び内容の2の内容の中で、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が項目に掲げられており、学校給食が教育活動として位置付けられています。

これらのことを踏まえ、学校給食は義務教育の一環であることが位置づけられており、義務教育は、これを無償にするという建前から給食費の無料化を考えるべきではないかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 続きまして、学校給食の無償化につきまして、一点目の学校給食の目標と教育上の位置付けについてお答えいたします。

学校給食の目標は、議員おっしゃられたとおり学校給食法に、「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」「食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」など7つ目標が掲げられております。

現在の学習指導要領では、特別活動の中に食育として、「学校給食に関する内容については、学級活動の授業時数には当てない給食の時間を中心に指導することになるが、学級活動の時間でもとりあげ、その指導の特質を踏まえて計画的に指導する必要がある」と示されております。

したがって、各学校におきましても、校長の責任において食に関する指導の全体計画を作成するとともに、平成19年3月に文部科学省から示された「食に関する手引き」等をもとに、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化にかかわる目標を発達段階に応じて設定し、特別活動の領域の給食の時間や学級活動等に位置づけて食育指導をしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] ただいまのお答えについて次にも関係しますので、二つ目の全国・全道的な無償化が進んでいる流れから説明します。1月14日現在の調べでは、公立小学校や中学校の給食費の保護者負担を全額補助して無償にする市町村が少なくとも55あることがわかりました。うち6割がこの6年間で無償にしています。新たに2市町が今春から始める予定です。給食費の一部を補助する市町村が少なくとも362あることも明らかになりました。この近辺では、小清水町、陸別町、足寄町な

どで実施しています。足寄町では高校生も無償化されています。その中で、栃木県大田原市の学校給食無料化の趣旨を三つ上げていますが、大変参考になるものとするものです。1に食育推進の必要性和重要性を掲げていますが、これは先に述べた学校給食の目標と同じかと思えます。2に人材の育成として、市民が一番に望む本当に必要な施策は何かを考えると、加速化する少子化、子どもの貧困など、その対策は急務であり、保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために地域社会全体で子育てを支える方策として給食費を無料化することは、意義深く大きな価値のあるものである。3に、地域社会の役割として食育基本法は、児童生徒の食育の担い手はまず家庭であり、学校も積極的に取り組むものとしていますが、家庭や学校だけがその役目を果たせば食育の目的は達成されるというものでもありません。子どもたちを心身ともに健康な大人に育て上げることは、保護者だけでなく、市民全体の責務でもあります。子どもたちがやがて大人になり、給食無料化の理念を理解し、進んで納税や自分の子どもにも積極的に教育を受けさせるとき、食育・徳育が実を結ぶこととなります。としていることです。このことは、教育長の立場を超えている点もあるかもしれません。

次に、学校給食法に規定する保護者負担（第11条第2項）との整合において、第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする。2、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という）は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。とあることについて、平成22年に文部科学省（学校健康教育課健康教育企画室学校給食係）に問い合わせをしたところ、次のような回答があったと述べています。回答では、学校給食法では、給食にかかる経費の負担区分を定めている（施設・設備等は設置者の負担それ以外の材料費、光熱水費は保護者の負担とする）学校給食費とされるのは、食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減する（負担なしも含む）ことは可能とされている。この解釈は、学校給食執務ハンドブックの質疑応答（学校給食の保護者負担）の中の説明にもあり、保護者



の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる。とあり、この点からも無償化について考えをお伺いします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず、給食費についてのご質問ですが、議員ご指摘のように学校教育法では、経費の負担について、給食センターなどの施設や設備の維持管理費と運営に伴う調理などの人件費は自治体負担、それ以外の食材費は保護者が負担することというふうに定められております。

したがいまして、本町におきましては、平成 28 年度は、保護者の皆さまに小学生 1 食 240 円、中学生 1 食 276 円を負担していただいております。なお、津別町要保護・準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の扶助に関する要綱に該当する要保護・準要保護児童生徒に対しましては、義務教育を受けるために必要な経費の援助として給食費の全額も含んだ援助をしております。

学校給食費無償化につきましては、議員のご指摘どおり全道、全国、また当管内におきましても、経済面での子育て支援策や人口減少対策として実施する自治体が増えてきていることを承知しておりますが、あくまでも本町における持続可能な町づくりの一環として、経済面での子育て支援策や人口減少対策として、町長部局と連携して検討していくべき課題のひとつというふうに私は考えております。

なお、義務教育の無償化に関連して、給食費の無償というお考えでありましたけれども、私は義務教育の無償につきましては、授業料をとらないという部分での無償というふうに理解しておりますので、その点もまたご理解のほうをよろしく願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] ちょっと先ほどの追加ですけども、小清水町では、児童生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減することで町内における消費活動の好循環、経済活性化、また少子化対策や若い世代が居住することにつながることに期待しているということも受けておりますので、このような観点からも踏まえて、前向きな検討を願い、私の発言を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 以上で一般質問を終わります。

◎延会の議決・宣告

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、明日3月22日の会議は、諸般の都合により、特に午後1時に繰り下げて開くことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日は、午後1時から再開します。

本日は、これで延会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時53分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員